

第十回 国会 衆議院 大蔵委員会 議録 第四十六号

(五七〇)

昭和二十六年三月三十日(金曜日)
午前十一時八分開議

出席委員

委員長

理事奥村又十郎君 理事小山 長規君
有田 二郎君 大上 司君

川野 芳滿君 佐久間 勝君
佐藤 親弘君 清水 遼平君

高間 松吉君 堀田十一郎君
苦木地 英俊君 三宅 則義君

水田 三喜男君 宮幡 靖君
内藤 友明君 宮腰 喜助君

田中織之進君 竹村奈良一君
深澤 義守君 富谷 彰介君

出席政府委員

大蔵事務官(主)	忠 佐市君
税調査課長	舟山 正吉君
大蔵事務官	塙見友之助君
(銀行局長)	農林事務官(大) 岡田
臣官房長	農林事務官(大) 岡田
大臣官房農林金融課長	富谷 彰介君

○奥村委員長代理 これより会議を開きます。
日本開発銀行法案を議題といたしまして、前会に引き続き質疑を継続いたします。三宅則義君。

○三宅(則)委員 ただいま議題になりまし

ました日本開発銀行法案に対しまして

おりますが、この大部分が回収の都度

は、すでに各委員からも長い質問もあ

つたわけでありますから、要領よく

聞かいたいと存じます。ごく簡単

御答弁を願います。

この日本開発銀行は特に長期資金を

融通するということに主眼があると思

います。

本日の会議に付した事件

三月三十日

委員西村直巳君辞任につき、その補

欠として佐藤親弘君が議長の指名で

委員に選任された。

資金運用部資金法案(内閣提出第七
一号)
郵便貯金特別会計法案(内閣提出第
七三号)

会計法の一部を改正する法律案(内
閣提出第七五号)

資金運用部特別会計法案(内閣提出
第八六号)

日本開発銀行法案(内閣提出第一
八号)

農林中央金庫法の一部を改正する法
律案(夏堀源三郎君外四十七名提出、
衆法第二三号)

納稅貯金組合法案(奥村又十郎君外
十四名提出、衆法第三七号)

税理士法案(川野芳満君外四名提出、
衆法第三八号)

○奥村委員長代理 これより会議を開

きます。

日本開発銀行法案を議題といたしま

して、前会に引き続き質疑を継続いたし

ます。三宅則義君。

○三宅(則)委員 ただいま議題になりまし

ました日本開発銀行法案に対しまして

おりますが、この大部分が回収の都度

は、すでに各委員からも長い質問もあ

つたわけでありますから、要領よく

聞かいたいと存じます。ごく簡単

御答弁を願います。

○三宅(則)委員 ただいまの御説明に

よりまして、復金から相当の回収があ

ります。

この日本開発銀行は特に長期資金を

融通するということに主眼があると思

います。

本日の会議に付した事件

三月三十日

委員西村直巳君辞任につき、その補

欠として佐藤親弘君が議長の指名で

委員に選任された。

うのでありますて、今まで長期資金

につきましては、前の日本興業銀行等

がやつておりましたが、その他におき

ましてはあまりやつておりませんでし

た。不動産金融といふことも、昔は日

本勧業銀行でやつておりましたが、最

近はまだやつております。こうい

う場合におきまして、必要なくべからざ

る事業に対しまして、たとえば船舶あ

るいは電気あるいはその他の重要産業

に対しても、開発銀行が融資をするもの

と私は信ずるのであります。昭和二十

六年度におきまして、米国対日援助見

返資金特別会計から資本金の百億円が

出ることになつておりますが、これは

将来打切られると思いますから、とき

どき資本といふものは増加せらるべき

ものであらうか。将来どういう考え方を

持つておられますか。この際銀行局

長から承りたいと存じます。

○舟山政府委員 この開発銀行の資本

金は、さしあたつて見返り資金から百

億出るのでございますが、法案の中に

ございますように、復金の回収金が回

收の都度、この開発銀行の出資金に振

りかわつて行くのでございます。復金

の貸付金は八百八十億程度現在残つて

おりますが、この大部分が回収の都度

は、すでに各委員からも長い質問もあ

つたわけでありますから、要領よく

聞かいたいと存じます。ごく簡単

御答弁を願います。

○三宅(則)委員 ただいまの御説明に

よりまして、復金から相当の回収があ

ります。

この日本開発銀行は特に長期資金を

融通するということに主眼があると思

います。

本日の会議に付した事件

三月三十日

委員西村直巳君辞任につき、その補

欠として佐藤親弘君が議長の指名で

委員に選任された。

うのでありますて、今まで長期資金

につきましては、前の日本興業銀行等

がやつておりましたが、その他におき

ましてはあまりやつしておりませんでし

た。不動産金融といふことも、昔は日

本勧業銀行でやつておりましたが、最

近はまだやつております。こうい

う場合におきまして、必要なくべからざ

る事業に対しまして、たとえば船舶あ

るいは電気あるいはその他の重要産業

に対しても、開発銀行が融資をするもの

と私は信ずるのであります。昭和二十

六年度におきまして、米国対日援助見

返資金特別会計から資本金の百億円が

出ることになつておりますが、これは

将来打切られると思いますから、とき

どき資本といふものは増加せらるべき

ものであらうか。将来どういう考え方を

持つておられますか。この際銀行局

長から承りたいと存じます。

○舟山政府委員 この開発銀行は長期の金

を拔うのでございまして、存続期間は

公法人あるいは法人と違いまして、政

令で定むるところとありますからし

ました。輸出銀行の場合におきまし

て、何かそれらに対する腹案を持つて

おられることだと思いますが、それに

おられることがあります。昭和二十

六年度におきまして、米国対日援助見

返資金特別会計から資本金の百億円が

出ることになつておりますが、これは

将来打切られると思いますから、とき

どき資本といふものは増加せらるべき

ものであらうか。将来どういう考え方を

持つておられますか。この際銀行局

長から承りたいと存じます。

○舟山政府委員 開發銀行は長期の金

を抜うのでございまして、存続期間は

公法人あるいは法人と違いまして、政

令で定むるところとありますからし

ました。輸出銀行の場合におきまし

て、何かそれらに対する腹案を持つて

おられることだと思いますが、それに

おられることがあります。昭和二十

六年度におきまして、米国対日援助見

返資金特別会計から資本金の百億円が

出ることになつておりますが、これは

将来打切られると思いますから、とき

どき資本といふものは増加せらるべき

ものであらうか。将来どういう考え方を

持つておられますか。この際銀行局

長から承りたいと存じます。

○舟山政府委員 開發銀行は長期の金

を抜うのでございまして、存続期間は

公法人あるいは法人と違いまして、政

令で定むるところとありますからし

ました。輸出銀行の場合におきまし

て、何かそれらに対する腹案を持つて

おられることだと思いますが、それに

おられることがあります。昭和二十

六年度におきまして、米国対日援助見

返資金特別会計から資本金の百億円が

出ることになつておりますが、これは

将来打切られると思いますから、とき

どき資本といふものは増加せらるべき

ものであらうか。将来どういう考え方を

持つておられますか。この際銀行局

長から承りたいと存じます。

○舟山政府委員 開發銀行は長期の金

を抜うのでございまして、存続期間は

公法人あるいは法人と違いまして、政

令で定むるところとありますからし

ました。輸出銀行の場合におきまし

て、何かそれらに対する腹案を持つて

おられることだと思いますが、それに

おられることがあります。昭和二十

六年度におきまして、米国対日援助見

返資金特別会計から資本金の百億円が

出ることになつておりますが、これは

将来打切られると思いますから、とき

どき資本といふものは増加せらるべき

ものであらうか。将来どういう考え方を

持つておられますか。この際銀行局

長から承りたいと存じます。

○舟山政府委員 開發銀行は長期の金

を抜うのでございまして、存続期間は

公法人あるいは法人と違いまして、政

令で定むるところとありますからし

ました。輸出銀行の場合におきまし

て、何かそれらに対する腹案を持つて

おられることだと思いますが、それに

おられることがあります。昭和二十

六年度におきまして、米国対日援助見

返資金特別会計から資本金の百億円が

出ることになつておりますが、これは

将来打切られると思いますから、とき

どき資本といふものは増加せらるべき

ものであらうか。将来どういう考え方を

持つておられますか。この際銀行局

長から承りたいと存じます。

○舟山政府委員 開發銀行は長期の金

を抜うのでございまして、存続期間は

公法人あるいは法人と違いまして、政

令で定むるところとありますからし

ました。輸出銀行の場合におきまし

て、何かそれらに対する腹案を持つて

おられることだと思いますが、それに

おられることがあります。昭和二十

六年度におきまして、米国対日援助見

返資金特別会計から資本金の百億円が

出ることになつておりますが、これは

将来打切られると思いますから、とき

どき資本といふものは増加せらるべき

ものであらうか。将来どういう考え方を

持つておられますか。この際銀行局

長から承りたいと存じます。

○舟山政府委員 開發銀行は長期の金

を抜うのでございまして、存続期間は

公法人あるいは法人と違いまして、政

令で定むるところとありますからし

ました。輸出銀行の場合におきまし

て、何かそれらに対する腹案を持つて

おられることだと思いますが、それに

おられることがあります。昭和二十

六年度におきまして、米国対日援助見

返資金特別会計から資本金の百億円が

出ることになつておりますが、これは

将来打切られると思いますから、とき

どき資本といふものは増加せらるべき

ものであらうか。将来どういう考え方を

持つておられますか。この際銀行局

長から承りたいと存じます。

○舟山政府委員 開發銀行は長期の金

を抜うのでございまして、存続期間は

○舟山政府委員 この開発銀行の經營の責任を明確にいたしますために、まず総裁、副総裁を内閣總理大臣が任命いたしまして、その好むところの人をもつて重役陣を構成する、こういたしましてつきりした經營態勢を整えました。しかしもういうのでござります。しかしこの開発銀行の業務は、広く産業、經濟に関連を持ちますので、そのためには特に參與を置きまして、大体これには産業人を參画せしめることになると思つてございますが、その意見を徵しまして經營に誤りなきを期そうといふわけでござります。參與は法律の規定にもござりますように、総裁の諮問機関でありまして執行の責任は負いません。時々意見を具申する機関でございますが、これによつて經營の万全が期せられると考えております。

十幾つというたくさんな審議会は、ほとんど官吏のつくったものを一覽せしむるにすぎない、こういうことを聞いておつたのですが、今後の方といたしましてはなはだおもしろくない、こう考えますので、今までする開発銀行の參與等につきましては、相当産業人の言うたことも尊重いたして、その運営にこういう線を強く出すことが最も必要だと思しますが、銀行局長はどう考えておられますか承りたい。

○舟山政府委員 参與の制度が効果を上げるかいかは、実際問題として考えなければならぬことであろうと考えるのであります。この參與には有能な人材を集めさせていただきたいと期待しておるのでありますと、その御意見の中には十分傾聽すべきものがあろうかと考えます。しかし責任制度の観点からいたしますすれば、あくまで參與は意見を具申する機関でございまして、これを採択するかどうかということは、総裁、副総裁以下の理事者の決定するところであります。參與の発言に必ず拘束されるという建前はとることができないのでございます。そういうふうにしまして銀行の経営の責任ははつきりさせたいと考えております。

○三宅(則)委員 第十四條に入りましたて「日本開発銀行と總裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は代表権を有しない。この場合においては、監事が日本開発銀行を代表する。」これは民間にもあるようですが、こういうような方の例と申しますが、自分が總裁なり副総裁になつております場合におきましては、直接関係のある開発銀行に

対する資金は、融通してはいかぬという意味合いにおいて言うておられます。が、その辺は了解に苦しむので承りたいと思います。

○ 舟山政府委員 これは先ほどの登記の手続の場合と同じく、大体民事法規にあります規定をここに移したまでのことでございまして、一般の会社の例と同じであると考えております。自分の利害に關係いたしますことに付し、開発銀行を代表することは監事がありませんので、その場合には監事が開発銀行を代表して、総裁、副総裁、理事と相対する、こういう建前であります。

○ 三宅(剛)委員 ただいまの御説明によりまして十四條は了承いたしました。

次に十八條に書いてあることでありますが、これはもちろん日本の經濟再建に必要欠くべからざることでありますからして、「設備（船舶及び車両を含む。）」ということが書いてあります。が、その他のたとえば鉱山業にいたしましても、あるいは電気事業にいたしましても、相当長期の資金が融通せられることは当然であると思つております。これらについては、一年以上の期間とすることによつて證明せられるように、長期間であります。時間が長いと、第二点は、社債その他のことにつきましての肩がわりをする、その業種別、この間も説明があつたと思いますが、業種別をおしえになることと、第二点は、社債その他のことにつきましての肩がわりをする、そういう点があるわけあります。が、こういうような肩がありすることと、「いつも、相当活発にやられるのであります」というふうな見方をいたしました。その辺を承りたいと思ひます。

わけであります。将来ともそういうことを活発にやられるおつもりでありますか、承りたいと思います。

○舟山政府委員 これは証券業者に貸すのではございませんで、事業会社が社債を発行する場合において、いろいろの事情でその証券業者がその社債の応募をする。そのことによつては情勢上、その社債の発行をしなければならぬという場合に、この銀行がその社債の応募をする。そのことによつて、当該事業会社に長期資金を供給する、こういう建設前であります。

○三宅(則)委員 次は二十一條のことを聞きますが、「日本開発銀行は、銀行以外の者に対して」云々と書いてありますが、もちろんこの開発銀行は自己みずからもやりますし、また自分が関係のあります銀行を通じて資金を給付するという意味でありますようか。その辺を承りたいと存じます。

○舟山政府委員 この開発銀行は、の業種が長期資金供給の銀行のやつであるような仕事をやるわけであります。そこでこの開発銀行は、自分店、自分の職員を通じて直接に業務を行ひ場合のほか、こういつたような事を銀行に対して委託することがあります。ということになります。

○三宅(則)委員 今の御説明によりまして、開発銀行はみずからもやり得る、こういうふうに私どもは了ります。それでよろしくございますか。

ついでにもう一つ承りたいことは、これはもちろん一般のことであります

すまし承りや申中まますまき仕をのまてそ。供に分り行と供りそれれをいが貸りる

ます眼目の点は、やはり審議会といいうなものがありますと、経営の責任はこの銀行の理事者が全責任を負ひます。いかと考へるのでございます。今回は世間の監視も十分ござりますし、また監督官庁としての大蔵省の監督も厳重にいたす所存でございますので、復興金のような事態は起らないことを確信いたしておりますのでござります。

○竹村委員 昨日深澤君の質問に対し

ましても、あるいはまた本日私からや

りました質問に対しましても、復興金

融金庫の貸出先の明細といふものが、

業種別には出されておりますが、出さ

れていない。そこで現在社会において

一番疑惑の中心となつておりますとこ

ろの石炭の貸出し三百四十五億の内

訳、貸出先明細を要求いたしました。

これも発表できないというのが、政府

委員の答弁であります。そこで私が委

員長にお願いいたしたいのは、少くと

も今日国会においていろいろ議案を審

議し、あるいはその際においては国民

の疑惑とするところを明細に充実し、

これを解説するのがわれらの国会の任

務である。そうして国民に一切を納得

せしめるというのがわれらの任務で

ある。ところがその貸出先が疑惑に包

まれているという質問をしているのに

対して、政府はなお依然としてその貸

出先の明細を発表できないということ

になると、国民はますますそれに対し

て疑惑を持つわけであります。そこで

私は全部の貸出先、そういうふうに要

求したいのであります、時間の関係

がありますから、大だちにまず石炭に

対するところの復金の貸出し三百四十

五億円に対する貸出先の明細を、委員会に即時提案されることを要求して本開発銀行の法案を審議するということは、われ／＼としては国会議員としての任務を全うすることはできません。そういう国会の権威あるいは審議に対する疑惑のまま進むということはできませんので、ただちにこれの明細を提出していただきたい。この提出なき限り、本開発銀行に対するところの審議は続行できないと思ひますので、ぜひ委員長において即時これをとりはかられんことを、お願ひする次第であります。

○宮幡委員 ただいま共産党の竹村委員の資料要求の点につきましては、私

も少からず同感の意を表するものであ

りますが、御承知の通り国会の三月末

より、本開発銀行に対するところの審議

は続行できないと思ひますので、ぜひ

委員長において即時これをとりはから

れんことを、お願ひする次第であります。

○宮幡委員 ただいま共産党の竹村委員の御発言並びに宮幡君の御発言に関し

ましては、産業その他あらゆる面に非

常に微妙な影響を與える点もあります

ので、これは理事会に詰りまして適当

に善処いたしたいと思います。

○竹村委員 理事会においては、われんことを、お願ひする次第であります。

○宮幡委員 しかし宮幡氏の提案されました、

五月休会明け早々秘密小委員会を一応

で扱う、こういうふうにひとつはつき

り御言明願いたいと思う。

○奥村委員長代理 さようとりはから

ります。

○宮幡委員 ただいま共産党の竹村委員の御発言並びに宮幡君の御発言に関し

ましては、産業その他あらゆる面に非

常に微妙な影響を與える点もあります

ので、これは理事会に詰りまして適当

に善処いたしたいと思います。

○竹村委員 理事会においては、われんことを、お願ひする次第であります。

○宮幡委員 しかし宮幡氏の提案されました、

五月休会明け早々秘密小委員会を一応

で扱う、こういうふうにひとつはつき

り御言明願いたいと思う。

○奥村委員長代理 さようとりはから

ります。

○宮幡委員 ただいま共産党の竹村委員の御発言並びに宮幡君の御発言に関し

ましては、産業その他あらゆる面に非

常に微妙な影響を與える点もあります

ので、これは理事会に詰りまして適當

に善処いたしたいと思います。

○竹村委員 理事会においては、われんことを、お願ひする次第であります。

○宮幡委員 しかし宮幡氏の提案されました、

五月休会明け早々秘密小委員会を一応

で扱う、こういうふうにひとつはつき

り御言明願いたいと思う。

○奥村委員長代理 さようとりはから

ります。

○宮幡委員 この開発銀行の問題で、

一応インフレとの関係についてお伺い

したいと思います。

○奥村委員長代理退席、委員長着席

ます。

○宮幡委員 この開発銀行の問題で、

一応インフレとの関係についてお伺い

したいと思います。

○奥村委員長代理退席、委員長着席

ます。

○宮幡委員 我が國政調査的意味におきまして、

ます國政調査的意味におきまして、

ます國政調査的意味にお

ち、期限が参りまして未済になつておる部分は幾らになつてゐるかということと——私はこれを先日からも聞いていてないわけです。この程度のこととはおそらく明確にできると思う。だから八百八十六億のうちで、期限が来てまだ未済の分は幾らになつてゐるか。この点をひとつお聞きしたいと思います。

○舟山政府委員 昨日来その点についてお尋ねがございましたが、ただいまのところ政府といたしましてその資料を持ち合せておりません。御了承願ります。

○深澤委員 これは一昨日からの問題でありますて、当然私は資料を整えて御回答願えるものと期待しておつたのですが、それが全然できないと聞いています。まことに遺憾千万であります。従つてこれだけは——たとい私の質問を打切るといたしましても、午後にも、八百八十六億のうち期限が未済になつた分は幾らあるかといふ問題を、ひとつ明確にしていただきたいと思います。それからもう一つは、その内訳として、先ほどの石炭関係の三百四十五億の未済金のうち、期限が来て未済になつている分は幾らあるか。それから電気の百七十五億のうち、期限が来て未済になつておる分が幾らあるか。それから肥料関係の六十億のうち、期限が来て未済になつている分が幾らあるか。ひとつ具体的に午後にでも明らかにしていただきたいと存ります。

その次に、これは昨日も私は大蔵大臣にちよつと聞いたのでありますから、まだ明確になつてない点がござりますのでお伺いしたいのであります。この業務の範囲の問題について、一般の金融機関から供給を受けることとの困難なものを、この開発銀行が引受けた貸し付けのとどいうこの問題であります。これが事業分量の問題であるとか、あるいは事業の性質上の問題であるとかということで、一般の市中銀行がこれに供給することが困難である。そういうものに對して開発銀行が乗り出して行くのだという回答があつたのであります。なぜかと申しますれば、最近における市中銀行は、たとえば金融債を出すにいたしましても、大蔵大臣がしばしば明確にしておりますように、それはひもつきでない、結局その金融機関自身の創意によつてやつて行くのだ、そういうことになりますれば、最近のような投機的な傾向を持つております金融界におきましては、普通のコマーシャル・ペーパーの形においては、資金が流れる部分が一定のところにしか流れないと思つのです。これは特需並びに新特需の方に向へしか流れないわけです。従つてこの開発銀行の受持つ部分といふものは、一般的の金融機関が手の届かないところ、あるいは見込みのないところへ手を出す以外にはないということになつて参りまして、そこに第二復金の性格を持つ可能性が私は多分にあると思うのであります。その点に関する銀行局長の御意見を聞きたいと思うので

○舟山政府委員 市中金融機関が融資を困難とする場合につきましては、この資金の量的の問題と質的の問題とあると思うのであります。まず量の面から申しますと、市中銀行も貸し出してやりたいのであるけれども、自分のところがその同種類の資金をそな多額に出しましては、銀行の資産構成上好ましくない、こういう場合があるわけであります。それから質の問題につきましても、日本の大多数の銀行は短期商業銀行の建前をとつておりますので、長期の設備資金ということにつきましては、これを出してやりたいが、また出すことが経済の再建のために必要であるけれども、自分の銀行の性格からして出しがたい、こういう場合があるわけでございます。しかしその両者を通じまして、この種の資金は日本の産業の開発のために必要なのでありますから、そういう場合にこの銀行が発動して手助けをする、こういうことでござります。あぶなく回収に懸念があるというような資金を出してはいけないことは、十八條の第三項に明確に規定しておりますところでございます。

すが、この点の解釈はどうですか。

○舟山政府委員 ただいま申し上げましたようなことによりまして、市中の銀行が貸し出し得るものに対し、開発銀行がその業務の分野に食い入つて行くことは適当でない、そういうものは市中銀行にまかせなさいというのが、この二十二條の趣旨であります。

○深澤委員 それから政府はしばら外資導入を相当考え方でいるようであります。たとえばアメリカ等におきましても開発銀行等があるわけであります。特にアジア諸国における未開発地域の開発ということに対しましても、相当力を入れているやにわれわれは聞いているのであります。そういう場合にアメリカの開発銀行と結びついて、業務を運営するという可能性が多分にあると思うのですが、この点はどういうぐあいに考えておりますか。

○舟山政府委員 開発銀行の業務につきましては、この法案をごらんくださいればわかりますように、外資導入のことについては全然予想しておりません。

○三宅(則)委員 ただいま議題となつております日本開発銀行法案につきましては、すでに質疑も盡されたと思われますので、この際右案については質疑を打切られんことを望みます。

○夏堀委員長 三宅君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○夏堀委員長 御異議ないようでありますから、動議のごとく決定いたしました。

これにて休憩いたします。午後の会議は一時二十分より開会いたします。

納稅財務組合法案

第一條 この法律は、納稅資金の貯蓄を目的として組織される組合について必要な規制を設けるとともに助成の措置を講ずることにより、その健全な発達を図り、もつて租税の容易且つ確実な納付に資せしめることを目的とする。

第三條 この法律において「納稅貯蓄組合」とは、個人又は法人が一定の地域又は勤務先を単位として任意に組織した組合で、組合員の納稅資金の貯蓄のあつ旋その他当該貯蓄に関する事務を行うことを目的とし且つ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たものとす。

合預金」とは、納稅貯蓄組合の組合員が納稅資金の貯蓄のため組合を通じてする預金又は貯金で、銀行（日本銀行を除く。）、無盡会社、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合（以下「指定金融機関」という。）に

午後二時八分開議
午後零時二十一分休憩
開きます。
本日付託になりました納稅貯蓄組合
法案を議題として、まず提案趣旨の説
明を聽取いたします。提出者奥村又十
郎君。

対して預入したものという

3 この法律において「租税」とは、國庫及び地方税（地方税であつて其

（課税関税の禁止）

3 この法律において「租税」といふ國税及び地方税（地方税にあわせ又は加算して納付し、又は徴收される地方公共団体の徴收金を含む。）をいう。

（組合の加入脱退の自由及び監督の権限）

第七條 納稅貯蓄組合又はその組合員は、その地位を利用して、その組合員又は自己以外の組合員がなすべき課税標準の申告又は当該組合員に対てなされるべき租税の賦課に閑與してはならない。

3 第一項の規定による補助金の交付の手続については、政令で定める。

(過料)
第十四條 左の各項の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。

二 不正の方法により第十條第一項の見返りから補助金や賞才金

三 第十一條第一項の規定による補助金の算出を受け、又は受けようとした者は

第一回第一項の規定によれば、質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定に

の答
よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

2 この法律施行の際納税貯蓄組合
する。

又はこれに類似する名称を用いて
いる組合は、この法律施行後一月

間に限り、第十二条第一項の規定にかかるらず、第二條第一項に規定する事項を除く。

定する届出をしないで、納稅財產組合又はこれに類似する名称を用ひる。」
（註）
（註）

いはんとかであります。

○奥村委員 たかい。問題となると、そ
た納税貯蓄組合法案につきまして、そ
の提案の理由を説明いたします。

租税制度に関しては、国民負担の輕減合理化をねかるために、昨年以

来引き継ぎ改正が行われて いるところであります が、現在なお巨額の滞納を生

じておる状況にありまして、かかる状態を今後も引き続き放置いたしますこと

は、税務行政の運用上看過することの

できない重要な問題であると考えられます。ここにおきましては、あらかじめ滞納の発生を防止し、堅実な納税が行われるよう、特段の努力をいたさなければならぬと痛感する次第であります。よつて今回政府において提案されている徴税制度の合理化の措置と相まつて、現在すでに存在するような納税貯蓄団体に一定の基準を與え、かつ若干の助成措置を講じて、その活動を活発ならしめることを適当と認め、ここに本法案を提出いたした次第であります。

以下本法案の概要を簡単に説明いたします。

まず本法はあくまでも納税者が自発的に、かつ自由な形態で納税貯蓄のための団体を結成することを期待しておられますので、これら団体のうち、税務官公署に對してその規約を届け出たものののみをその対象としておりまして、しからざるものにつきましては関係ないのです。しかしながら、右の届出をしないものは、本法による納税貯蓄組合と認めないこととし、助成の措置を講じないのであります。

次に納税貯蓄組合は、一定の地域または勤務先を単位として、組織されるべきものとしておりまして、また組合員の加入、脱退を制限または強制あるいは組合員に対して監督権を行使するなどを排除することにより、自由にして民主的な組織るべきことを保障いたしますとともに、組合の地位を利用して課税に閑興することを禁じておきます。

しかして組合の業務は、納税資金の貯蓄のあつせんその他その貯蓄事務に限られ、かつ貯蓄は必ず組合員別の口

(納稅貯蓄組合預金の受入)
なければならぬ。

第五條 指定金融機関は、他の法令又は定款の規定にかかわらず、納稅貯蓄組合預金を受け入れることができる。

(租税納付の委託)

第六條 納稅貯蓄組合の組員は、納稅貯蓄組合預金をもつて租税の納付に充てようとするときは、納付書、納稅告知書その他租税の納付に必要な書類を当該預金の預入先の指定金融機関に提出し、その納付を委託することができる。

2 指定金融機関は、前項の規定に

よる納付の委託を受けた場合においては、正当な事由がある場合を除く外、その委託を拒んではならぬ。

(印紙税の非課税)
第九條　納稅時著組合の業務及び納稅時著組合預金に関する書類については、印紙税を課さない。

(補助金の交付)
第十條　國又は地方公共團体は、納稅時著組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他尤くことができない事務費を補うたため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。但し、國及び地方公共團体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

(名称使用の制限)

第十二條 納稅貯蓄組合でない者は、納稅貯蓄組合又はこれに類似する名称を用いてはならない。

2 前項の規定は、納稅貯蓄組合でない者が他の法律の規定により認められた名称を用いることを妨げるものと解してはならない。

(解散の届出)

第十三條 納稅貯蓄組合が解散したときは、組合の代表者であつた者は、遅滞なく、規約の届出をした税務署長及

又はこれに類似する名称を用いて
いる組合は、この法律施行後一月
間に限り、第十二條第一項の規定
にかかわらず、第二條第一項に規定
したる届出をしないで、納稅貯蓄
組合又はこれに類似する名称を用
いることができる。

右の届出をしないものは、本法による
納税貯蓄組合と認めないこととし、助
成の措置を講じないのです。

次に納税貯蓄組合は、一定の地域ま
たは勤務先を単位として、組織される
べきものとしておりまして、また組合員
員の加入、脱退を制限または強制し、
あるいは組合員に対して監督権を行使
することを排除することにより、自由
にして民主的な組織たるべきことを保
障いたしますとともに、組合の地位を
利用して課税に閑興することを禁じて
いる次第であります。

しかして組合の業務は、納税資金の
貯蓄のあつせんその他その貯蓄事務に
限られ、かつ貯蓄は必ず組合員別の口

座によつてなすべきものとし、理事者等がその資金を不當に運用し、あるいは資金が亡失する等の弊害をなからしめることとしているのであります。

次にこの組合を通じて行つた預貯金を納税に充てる場合の利子に対する所得税、及び当該預貯金通帳等に対する印紙税は、これを課さないこととする。その助成の道を講じておる次第であります。

以上が本法案の概要であります。が、本法が強く国民各層の支持を得て、納稅

税滞蓄組合が活発に結成せられ、納稅

を容易かつ簡易ならしめることによ

り、わが国の財政経済の基礎を一層堅

実にする上に、多大の貢献がなされる

ことを期待してやまない次第であります。

御審議の上何とぞすみやかに賛成さ

れるよう切望する次第であります。

○夏堀委員長 次に日本開発銀行法案

を議題として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。奥村

又十郎君。

○奥村委員 假に自由党を代表して本

法案に賛成の意見を述べるものであります。

○夏堀委員長 宮腰喜助君。

○宮腰委員 私は民主党を代表しまし

て、本法案には条件を付して賛成する

ものであります。

第一に、この法案はわずか三日前か

どにいたしたことは、まことにけつこ

うであります。今回またこの開発銀行

をつくりまして、政府資金を長期産業

資金に導入する新しい方式を打立てた

ことは、輸出銀行の活用と相まってた

これらの方の資金が潤沢になること

と考えまして、まことにけつこうと存

するのであります。

この開発銀行の特徴として特にわれ

われの目につくところは、まず全部が

政府出資であります。しかも借入金を

許していないのであります。いま一つ

は貸付にあたつて政府が決定に何ら関

與していない。今まで復金が失敗をい

たしましたのは、役人が貸付をやると

いうことに、その失敗の原因があつた

ろうと思うのであります。この開発

銀行は役人が貸付に關與しないといふ

ことになつておるのであります。あ

るいは開発銀行が再び復金の二の舞を

するのではないかという不安を持つて

おられる方が、多少おありであります

が、私はこの開発銀行の構想からし

ても、さようなことは絶対にないと考

えるのであります。対日援助見返資金

がつい近いうちになくなるだろうとい

う際ににおいて、この新しい方式で長期

産業資金が供給せられる道を開いたと

いふことは、まことに機宜に適したこ

と存じまして、政府当局のこの方面

に対する熱意を、われ／＼は心から贊

成の意をもつて迎えるやぶさかでな

いのであります。以上賛成の討論を申

し述べました。

○奥村委員 私は自由党を代表して本

法案に賛成の意見を述べるものであります。

○夏堀委員長 宮腰喜助君。

○宮腰委員 私は民主党を代表しまし

て、本法案には条件を付して賛成する

ものであります。

じまして、預金部資金からこれらの

方面的資金を相当大幅に流すことについ

たしました。なおまた農林漁業資金特

別会計をつくりまして、農林漁業方面

の長期低利の資金も大量に供給すること

にいたしたことは、まことにけつこ

うであります。今回またこの開発銀行

をつくりまして、政府資金を長期産業

資金に導入する新しい方式を打立てた

ことは、輸出銀行の活用と相まってた

これらの方の資金が潤沢になること

と考えまして、まことにけつこうと存

するのであります。

この開発銀行の特徴として特にわれ

われの目につくところは、まず全部が

政府出資であります。しかも借入金を

許していないのであります。いま一つ

は貸付にあたつて政府が決定に何ら関

與していない。今まで復金が失敗をい

たしましたのは、役人が貸付をやると

いうことに、その失敗の原因があつた

ろうと思うのであります。この開発

銀行は役人が貸付に關與しないといふ

ことになつておるのであります。あ

るいは開発銀行が再び復金の二の舞を

するのではないかという不安を持つて

おられる方が、多少おありであります

が、私はこの開発銀行の構想からし

ても、さようなことは絶対にないと考

えるのであります。対日援助見返資金

がつい近いうちになくなるだろうとい

う際ににおいて、この新しい方式で長期

産業資金が供給せられる道を開いたと

いふことは、まことに機宜に適したこ

と存じまして、政府当局のこの方面

に対する熱意を、われ／＼は心から贊

成の意をもつて迎えるやぶさかでな

いのであります。以上賛成の討論を申

し述べました。

○奥村委員 私は自由党を代表して本

法案に賛成の意見を述べるものであります。

○夏堀委員長 宮腰喜助君。

○宮腰委員 私は民主党を代表しまし

て、本法案には条件を付して賛成する

ものであります。

じまして、預金部資金からこれらの

方面的資金を相当大幅に流すことについ

たしました。なおまた農林漁業資金特

別会計をつくりまして、農林漁業方面

の長期低利の資金も大量に供給すること

にいたしたことは、まことにけつこ

うであります。今回またこの開発銀行

をつくりまして、政府資金を長期産業

資金に導入する新しい方式を打立てた

ことは、輸出銀行の活用と相まってた

これらの方の資金が潤沢になること

と考えまして、まことにけつこうと存

するのであります。

この開発銀行の特徴として特にわれ

われの目につくところは、まず全部が

政府出資であります。しかも借入金を

許していないのであります。いま一つ

は貸付にあたつて政府が決定に何ら関

與していない。今まで復金が失敗をい

たしましたのは、役人が貸付をやると

いうことに、その失敗の原因があつた

ろうと思うのであります。この開発

銀行は役人が貸付に關與しないといふ

ことになつておるのであります。あ

るいは開発銀行が再び復金の二の舞を

するのではないかという不安を持つて

おられる方が、多少おありであります

が、私はこの開発銀行の構想からし

ても、さようなことは絶対にないと考

えるのであります。対日援助見返資金

がつい近いうちになくなるだろうとい

う際ににおいて、この新しい方式で長期

産業資金が供給せられる道を開いたと

いふことは、まことに機宜に適したこ

と存じまして、政府当局のこの方面

に対する熱意を、われ／＼は心から贊

成の意をもつて迎えるやぶさかでな

いのであります。以上賛成の討論を申

し述べました。

○奥村委員 私は自由党を代表して本

法案に賛成の意見を述べるものであります。

○夏堀委員長 宮腰喜助君。

○宮腰委員 私は民主党を代表しまし

て、本法案には条件を付して賛成する

ものであります。

じまして、預金部資金からこれらの

方面的資金を相当大幅に流すことについ

たしました。なおまた農林漁業資金特

別会計をつくりまして、農林漁業方面

の長期低利の資金も大量に供給すること

にいたしたことは、まことにけつこ

うであります。今回またこの開発銀行

をつくりまして、政府資金を長期産業

資金に導入する新しい方式を打立てた

ことは、輸出銀行の活用と相まってた

これらの方の資金が潤沢になること

と考えまして、まことにけつこうと存

するのであります。

この開発銀行の特徴として特にわれ

われの目につくところは、まず全部が

政府出資であります。しかも借入金を

許していないのであります。いま一つ

は貸付にあたつて政府が決定に何ら関

與していない。今まで復金が失敗をい

たしましたのは、役人が貸付をやると

いうことに、その失敗の原因があつた

ろうと思うのであります。この開発

銀行は役人が貸付に關與しないといふ

ことになつておるのであります。あ

るいは開発銀行が再び復金の二の舞を

するのではないかという不安を持つて

おられる方が、多少おありであります

が、私はこの開発銀行の構想からし

ても、さのようなことは絶対にないと考

えるのであります。対日援助見返資金

がつい近いうちになくなるだろうとい

う際ににおいて、この新しい方式で長期

産業資金が供給せられる道を開いたと

いふことは、まことに機宜に適したこ

と存じまして、政府当局のこの方面

に対する熱意を、われ／＼は心から贊

成の意をもつて迎えるやぶさかでな

いのであります。以上賛成の討論を申

し述べました。

○奥村委員 私は自由党を代表して本

法案に賛成の意見を述べるものであります。

○夏堀委員長 宮腰喜助君。

○宮腰委員 私は民主党を代表しまし

て、本法案には条件を付して賛成する

ものであります。

じまして、預金部資金からこれらの

方面的資金を相当大幅に流すことについ

たしました。なおまた農林漁業資金特

別会計をつくりまして、農林漁業方面

の長期低利の資金も大量に供給すること

にいたしたことは、まことにけつこ

うであります。今回またこの開発銀行

をつくりまして、政府資金を長期産業

資金に導入する新しい方式を打立てた

ことは、輸出銀行の活用と相まってた

これらの方の資金が潤沢になること

と考えまして、まことにけつこうと存

するのであります。

この開発銀行の特徴として特にわれ

われの目につくところは、まず全部が

政府出資であります。しかも借入金を

許していないのであります。いま一つ

は貸付にあたつて政府が決定に何ら関

與していない。今まで復金が失敗をい

たしましたのは、役人が貸付をやると

いうことに、その失敗の原因があつた

ろうと思うのであります。この開発

銀行は役人が貸付に關與しないといふ

ことになつておるのであります。あ

るいは開発銀行が再び復金の二の舞を

するのではないかという不安を持つて

おられる方が、多少おありであります

が、私はこの開発銀行の構想からし

ても、さのようなことは絶対にないと考

えるのであります。対日援助見返資金

がつい近いうちになくなるだろうとい

う際ににおいて、この新しい方式で長期

産業資金が供給せられる道を開いたと

いふことは、まことに機宜に適したこ

と存じまして、政府当局のこの方面

に対する熱意を、われ／＼は心から贊

成の意をもつて迎えるやぶさかでな

いのであります。以上賛成の討論を申

し述べました。

○奥村委員 私は自由党を代表して本

法案に賛成の意見を述べるものであります。

○夏堀委員長 宮腰喜助君。

○宮腰委員 私は民主党を代表しまし

て、本法案には条件を付して賛成する

ものであります。

じまして、預金部資金からこれらの

方面的資金を相当大幅に流すことについ

たしました。なおまた農林漁業資金特

別会計をつくりまして、農林漁業方面

の長期低利の資金も大量に供給すること

にいたしたことは、まことにけつこ

うであります。今回またこの開発銀行

をつくりまして、政府資金を長期産業

資金に導入する新しい方式を打立てた

あるかも知れませんけれども、この法案自体に、資本金増加に関する仄汎な彈力性ある委任がなされておる。従いまして逐次この法案が成立して参りますならば、非常に厖大な資本金を擁して、いわゆる日米経済協力の関係に重点を指向して行くような弊害なしとするならば、非常に警戒しなければならないと思ふのであります。特にわれわれは講和会議も間近にある段階において、日本の財政金融政策に対する自主性がきわめて乏しい現状から見まして、特にこうした政府出資によりましてつくれられるところの銀行の運営についての運用が、まず條件の第一でありますことは、いわゆる日本の自主性をあくまでも確保するという観点についての運用が、まず條件の第一でなければならぬ、かように考えておるわけであります。

結婚の面で当然これに適用するが、これは従来の、たとえは復金における審議会のようなものとは性質が違うのであります。もちろん従来官僚がこの審議会の幹事でありますけれども、これは従来の、たとえば復金における審議会のようなものとは性質が違うのであります。もちろん従来官僚がこの審議会の幹事でありますけれども、われ／＼は復金の審議会の当時におきましても、これは少くとも当該産業の関係しておる労働者の代表をも加える、その意味にござりますけれども、われ／＼は復金の審議会を持つよう方向へ向いて、今後組織の面において改善をしなければならない点を、すでに出发を前にしてわれ／＼は指摘しなければならない。政府として、今後急速にこうした制度を採用することのための努力をすることを、第三に申し上げておきたいのであります。

援助をすることに相なるわけでありましたが、市中銀行のやはり焦げつき債権の肩がわり機関に、この開発銀行がなる危険性なしとしないのであります。この点についての特に運用上の留意がなされなければならないという点を、第四に指摘しておきたいのであります。

最後に、これは民主党からも指摘せられましたように、本法案がきわめて倉卒の間に提出されて来ており、その意味においてわれ／＼がこの銀行の資金計画等について、十分検討をする時間的な余裕を持ち合さなかつたということについて、この提出の仕方についてわれ／＼は遺憾の意を表明せざるを得ないのでありますて、今後この種重要な法案の提出にあたりましては、十分そういう点を考慮いたしまして、政府の方で処置することを條件についておきたいのであります。

さらにつれに関連いたしまして、私はやがて本法案が成立しましたあからきに決定せらるべき人事の問題について、一つの強い條件をつけておきたいと思いますことは、本法案が本国会に提出せられる計画が出るやいなや、すでに政府部内においてこの銀行の首脳人事の構想を進められて、しかも具体的には富國生命の社長でありますか、小林中氏の名前が出ておる。同時に、一、二の新聞によりますと、就任のあいさつのこととき小林中氏の新聞談話をわれ／＼は拜見するような状態にあるのであります。われ／＼は小林氏の身辺につきましては、最近ともすれば現内閣が行います最高人事の問題で、絶えず候補者に擬せられ、りっぱな人で

の関連しておる証券関係の事業等について幾多の疑惑を持たれておる事実も、これは委員会において私は指摘をいたしておるわけであります。そういうように、この法案が成立しない以前から、最高人事が決定されたかのごとき形を持つて行くということは、国会審議権に対する一種の牽制といふが、審議権に対する一つの侮辱であると私は考えるのであります。少くとも私は小林氏が開発銀行の総裁に就任することに対しましては、承服できないのであります。もちろん本案成立後に内閣総理大臣が決定するものでございますけれども、この点は本案に賛成するにあたりまして、十分その人選につけて慎重な態度をとり、いやしくも疑惑を持たれるようなことがあつては、本銀行の重大なる使命達成の上に障害になることを留意せられまして、勿置せらされることを強く最後に要望いたしまして、本案に賛成するものであります。

ればどういうことかと申しますれば、いわゆる日米経済協力の問題が非常に具体的になつて來た。ダレス報告、並びにアメリカの国家安全保障委員会におきましては、日本を西欧陣営の軍需工場としてこれを百パーセントに動かすという決定が行われているのであります。この日米経済協力の一環としてこの開発銀行が重大な役割を果す、この意味において登場して來たのであるということを指摘せざるを得ないのであります。しかもこの開発銀行の資金が見返り資金から出でるという問題であります。見返り資金は日本の国民の負担であります。現在の運営におけるましましては、日本政府はこれを自発的に運営するところの権利がないのであります。従つてこのひもつきの政治的な立場に置かれる危険性があるのであります。こういう意味におきまして、われわれは第一にこれに対し反対するものであります。

らかにしておるのであります。これが明らかに危険負担や採算を無視して、日本経済協力の目的を達成するための軍事目的に、この開発銀行の資金を投入するという意図を明らかにしておるものである。こういう意味でわれわれはこれに対し反対する第二の理由を持つておるのであります。

第三の理由は、この開発銀行は復興金融金庫を解散して、その業務を全部引継ぐということですが、この復興金融金庫は、日本国民のすべての人々が大きな疑惑を持ち、これが戦後日本産業の伏黙般的な存在であつたことは、何人も否定することができないのです。この復興金融金庫を解散して開発銀行に引継ぐ場合におきましては、この疑惑を一掃するために、復興金融金庫の正体を明確にする必要があります。これは單にわれわれが要望するだけでなく、與党的諸君もこれを要求しておる。ところが現に在復金の未回収金が八百八十六億あるのですから、この八百八十六億の貸付先を、具体的に国民と国会の前に明確にして処理すべきであるといふことをわれ／＼は主張し、その資料の提出を求めていかかわらず、池田大蔵大臣は、これは同收整理上そういうことを発表することは非常に支障を來すからといって、これを拒否しておられる。これは明らかに伏黙般的な存在である復興金融金庫をそのまま開発銀行に持ち込んで、開発銀行をしてまた第二の復金たらしめるところの伏線を持つておるということを、われ／＼は指摘せざるを得ないのであります。こういう意味において、われ／＼は第三の反対の理由を述べるものであります。

最後に、本銀行が将来の運営において、一方においては國際帝國主義の戰争準備に協力するところの役割を果すと同時に、一方においては、第三復金の不正腐敗の根源となる、こういう意味において、われわれはこの開発銀行法に対し断固として反対するものであります。

○夏堀委員長 討論は終局いたしました。

○夏堀委員長 これより本案の採決に入ります。本案は原案の通り可決いたしました。

なお報告書の作成及び提出手続等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じます。

〔賛成者起立〕

○夏堀委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお会計法案、資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、郵便貯金特別会計法案、会計法の一部を改正する法律案、資金運用部特別会計法案、及び資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の五法案を一括議題といたします。右各案について御質疑はございませんか。

○有田(一)委員 ただいま議題となりました資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の五法案について、すでに質疑を盡されたかと思われますので、この際右五法案について質疑を打切られんことを望みます。

○夏堀委員長 ただいまの有田君の動

議のごとく決定するに御異議ありませんか。

○宮幡委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

○夏堀委員長 御異議ないようであらりますので、右五案に対する質疑は打切ります。より、これより討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。宮幡委員。

○宮幡委員 ただいま議題となりました五法案のうち、資金運用部資金法提案、資金運用部特別会計法案、並びに法律の整理に関する法律案につきまして、私は自由党を代表して賛成の意を表するものであります。その理由を簡単に申し上げ、詳細はまた本会議で申し述べることにいたします。

御承知のこととく、從来の預金部預金手法を廃止して、新たに資金運用部資金法を制定せんとするゆえんは、政府資金並びに準政府資金を統合管理して、これら資金を確実かつ有利な方法で運用し、公共の利益の増進に寄與せしめんとするものでありまして、見返り資金及び国債整理基金特別会計における国債の保有等の資金を除き、その資金を統轄運用して、昨年來産業経済界を悩ました金詰まり経済を開拓し、銀行の貸出し超過、企業の借り入れ超過の変態状態を是正して、かつ企業の正常な長期資金の調達を容易ならしめんとするものであります。しかも一面においてインフレ抑止の安全弁的役割をも果し得るものでありまして、現下日本経済の実情にとらみ合せ、まことに得たる立法と申すべきであります。顧みれば、戦後の混乱の中に激化した悪性インフレは恐るべき様相を呈し、日本經濟の自立達成の希望もおぼ

つかなき状況に追いやられました。第二次吉田内閣の成立を見るや、また悪性インフレの収束に志し、第三次田内閣となつて、第五国会を通じる均衡予算の編成、デイスインフレ政策を主軸とする経済安定の諸施策を強化し、悪性インフレを克服しつつ、経済を安定の軌道に乗せ、安定より豊かさと興へ、復興より自立へと躍進を継続して、わずか一箇年有余にして国際信頼をかち得て、国際経済へも参加し、由民主主義国家とともに、世界平和と順次移行する過程において、金融貢献し得る資格をも備うるに至りました。この間、統制経済より自由経済と順次移行することにより、金利政策にも画期的な変更が加えられました。この間、統制経済より自由経済へ、財政資金と産業資金との区分を確にし、産業資金は市中銀行融資を原則として、みずから信用と努力にて調達することとなり、いわゆる中堅企業資金、見込み資金の調達は容易なものない状況となりまして、通俗的には「金詰まり経済」と呼ばれる時代となつたとて、財政資金と産業資金との区分を確にし、産業資金は市中銀行融資を原則として、みずから信用と努力にて調達することとなり、いわゆる中堅企業資金、見込み資金の調達は容易なものない状況となりまして、通俗的には「金詰まり経済」と呼ばれる時代となつたとて、昨年六月二十五日勃発した朝鮮事変の影響をも反映いたしまして、輸出貿易が急激に上昇し、多額の外貨を得ることになつた反面に、国内の「金詰まり経済」と呼ばれる時代となつたとて、昨年十月ごろには真に金詰まり経済の様相を呈するに至つたことは、御記憶にござるなことと存じます。ときあたかくは、日銀エーネンス制度の実施による資金不足の過渡的現象を示すに至りまして、輸入円資金の不足を償うために、政府当局は、昭和二十六年度並びに昭和二十五年度補正予算の問題で、ドッジ氏と折衝を行つておつた當時であつて、大蔵省としてはただに予算案の検討だけではなく、広く日本経済全般

体を検討して、当面の貿易の正常化を中心とする生産と金融の問題を取上げ、まして、いわゆる金詰まり経済の問題となつておる銀行のオーバー・ローンの解決、企業の長期資金調達をめぐる問題に折衝の重点を置き、この解決策として日銀、市銀の固定貸しを正常化させること、これが対策に見出し、これを実行して、資金運用の質的転換を行なうことをこれとせられたものと推測せらるべきである次第であります。当時、金融産業界に現われている特異な現象としては、銀行はオーバー・ローン、産業界はオーバー・ボローリングであつて、銀行のオーバー・ローンは單に預金に対する貸出し比率の増大だけではなく、投資勘定の中に現われている保有有価証券のアンバランスの問題、つまり資本構成上の銀行経理の異常化を発明して、オーバー・ローンの限界について根本的検討を行うことが必要であつて、オーバー・ローンを是正するには、当時半ば焦げついている短期貸出金の固定化を流动化し、本来短期資金であるべき性質の金が長期化している部分を、正常な長期資金に置きかえて行くことが必要でありまして、一方事業会社から見れば、銀行のオーバー・ローンを是正するには、自己資本の調達の面で改善策が加えられなければならぬのでありますて、当時の企業は、自己資本に対する他人資本の比率が大き過ぎる実情でありました、これは日本の資本市場の狭小と貧困が大きな原因であつて、株式対策という意味でなく、広く資本の調達の打開策として、たとえば株式保有会社案や、たな

上げ株資金の構想をも再検討を加えなければならぬ事態となつておつたのであります。しかしこの考え方は、見通しとして株価対策とみなされる面も多いのであります。急速の具体化は困難であります。また信用造出となる金融政策は避けなければならないので、結局産業資金調達の打開策は、預金部資金と見返り資金の円滑なる活用をはかつて、これによつて日銀貸出し、市銀貸出しという形で、固定している資金の質的転換をはかることが、急務となつた次第であります。この観点において、長期設備資金の調達が促進せられ、ゆがめられたる銀行の過重負担は軽減されまして、さらに有効需要の喚起に伴い、円滑な資金循環が行われるわけであります。この観点において、大蔵省はドッジ氏との間に折衝を進め、この結果として、昨年十一月二十一日ドッジ氏より池田蔵相あての覚書が、総司令部を通じて手交せられてゐるものであります。いわゆる日本政府の金詰まり経済の打開に努力した結果であります。しかしに野党各派の中には、大蔵大臣がドッジ氏の覚書に理解をきわめない輕舉浅薄なる議論と申すべきであります。しううしてこのことは日本政府の自主性の乏しきを非難する向きがあるが、それはあまりにも真相をきわめない軽舉浅薄なる議論と申すべきであります。

みやかに郵政省の独立運用に移管すべ
きであることは、議論の余地のないところであります。本法案が恒久的生
命を有するものごとく見受けられる
けれども、その実質は金融情勢とから
み合せ、簡易保険事業運営の本質にか
んがみ、当然近き将来において郵政省
に復元せらるべきものであることを、
強く認識すべきであります。

わが自由党としては、如上の事由に
より、国の金融政策よりする大乘的見
地よりして、三法律案に賛成の意を表
明するものであります。郵政関係者
の切実なる声は十分脳裡にとどめ、他
日の善處を期する次第であります。

以上をもつて簡単であります。私の
賛成の討論といたします。

その他の二法案につきましては、自
由党を代表して原案に賛成いたしま
す。

○夏堀委員長 田中織之進君。

○田中(織)委員 私は日本社会党を代
表いたしまして、ただいま上程になつ
ておりまする各法案に対しまして、反
対の意思を表明するものであります。

まず第一に、今回提案されました資
金運用部資金等の関係におきまして
は、第五国会におきまして全会一致を
もつて決定せられましたところの、簡
易保険積立金並びに郵政年金の所管問
題についての院議を、躊躇せられてお
る閣議においても、二回にわたつてこ
る院議に基いて、両資金の郵政省関係
への復元についての手続をとるといふ
閣議決定をされておるのであります
が、二十五年十一月に出ましたいわゆ

同政府は、この種資金の一元的統合運営の名のもとに、国会に提出して参つたのであります。われ／＼も国家資金の一元的統合的な運営ということにつきましては、あえて反対するものではありません。しかしながら、特に郵政省の関係におきまして二十六万の従業員と、少くとも国民の大半を占める五千万人の加入者が、こそつて反対をいたしておりますこの両資金を集めることの仕事は、郵政省にやらせるけれども、その運用は大蔵省に取上げてしまふというやり方に対しましては、われ／＼絶対に反対をせざるを得ないのです。しかも政府が本案を提出いたしました根拠にいたしておられます。ドッジ書簡を十分検討して参りましても、必ずしもこの郵政省関係の二つの資金を統合しなければならないという根拠は出でて参らないと、われ／＼は確信するのであります。しかも簡易生命保険法六十九條を削除して、簡易保険事業のいわゆる契約の事業、保険の支払いだけを郵政省に残して、保険事業の本質である積立金運用の面を取上げるというに至りましたては、保険本来の生命でありますところの保健衛生事業の関係、あるいは損失を生じました場合における補填等ができないことになるのであります。ここの点は、新しく加入を勧誘するといふ郵政関係従業員諸君の熱意を冷却するのみならず、積立金の利用に困難を來さしむる結果と相なりまして、長い歴史を持つところの簡易保険事業を危殆と、われ／＼は確信するのであります

するまでの間は、郵政大臣もまた反対の態度をとつておつた。しかもこれは成案を得るまでの過程において、大蔵省だけでこれを進めて郵政省がタツチしておらない。次官会議にいきなり出て参りましたという事実を、われ／＼は見のがすわけには行かないのです。そして、その意味合いで、われわれは本法案並びにこれに関連いたしまして行うところの法案に対しましては、反対するものでござります。

さらにもう一点、私は本案に反対の理由といたしまして、いわゆる預金部資金運用に対する從来の運用方針、ことに零細なる国民の資金を集めおるものとの地方還元への手続が、まったく不十分であるという点を指摘しなければならないのです。わずかに地方債の引受けの面で地方に還元することに相なつておるだけでございませんして、大蔵大臣に言わせるならば、五分五厘で郵政省へあてがつてあるではないかと言ふかもしませんけれども、いわば大蔵省がその利ざやをかせぐ高利貸的な性格を持ち出して来たものだと、われ／＼はいわざるを得ないのです。

以上の理由によりまして、本案に对しまして、社会党いたしましては断固反対するものであります。

○夏堀委員長 内藤友明君。

○内藤(友)委員 ただいま提案になりました法案につきまして、残念ながら賛成できかねるものであります。

それは、本法案の内容につきまして

10. The following table gives the number of hours worked by each of the 1000 workers.

は、すでに衆参両院におきましてその意思が決定いたしております。これは皆さん御承知の通りなわけです。ことに預金部の資金を運用されるための審議機関でありまする、この審議会を構成しておりまする内容を見ますと、地方の実際によい人が入つてないのです。全国各地の郵便局から反対陳情して参りますその要旨を見ますと、簡易生命保険で吸い上げられた資金の地方還元は十分でない。それが簡易生命保険の将来にも悪い影響がある、こう申しておるのであります。これはなるほどもつともな話であります。して、このことがこの法案の中に十分に考慮されておらないのであります。

かように運用が誤りまして、簡易生命保険そのものが、将来おもしろくなくなるということであつては、これはたいへんなことなのであります。こういう理由から、私どもはこの法案には賛成しかねるのであります。

○東堀委員長 竹村奈良一君。

○竹村委員 私は日本共産党を代表いたしまして、ただいま提案されておりますところの資金運用部資金法案外四法案に対しまして、反対するものであります。

まず本法案は、郵便貯金、簡易保険及び郵便年金等、国民の大衆預金によりまして、これを積立金として民營金を集中統合して、そうして大蔵省の預金支配のもとに運用しようとするところの画期的な制度であります。これらの大衆の最も零細な金によつて構成されているのであります。従つてこの金の使用とこれの運用につきましては、

少くともこの零細な国民大衆の生活向上と発展のために使われるのが当然であります。ところが内外の独占資本は、二十億に達するところの預金部資金、並びに政府の管理する一切の資金を独占して、あげていわゆる戦争以前の集中生産、今日で申しますならば軍需生産への足がかりとして、この資金を動員しようとするところのねらいがあるのであります。たとえば郵便貯金あるいは簡易保険等が預金部に統合されましたあの昭和十八年ごろ、日本帝国主義が戦争を遂行するために、大衆の零細預金をこの資金に投入したこと、われ／＼の記憶に新たなところであります。この歴史から見ても、今日のこの改正案といふものが、いかにそのために動員しようとするところのねらいであるかということが、はつきりされておるのであります。

いぢ鎧の袖に隠れて、政府部内の対立を解消しようとしたところの奴隸根性なればならないのです。敗戦後は日本を平和国家として、いわゆる民主国家として再建するためにいろいろな努力が行われて來た。しかしながら実際におきましては、資本の面においては、その反対の結果が次々と遂行されて來ているのです。まずいろいろな形において集中排除あるいはその他財閥解体等々が行われたのでありますけれども、しかしそれは表面的なものでありますて、次々として集中排除法の中に除外例が設けられ、あるいは財閥解体の除外が行われたことにおいて、今日資本の民主化ではなくして、資本の集中化、すなわち財閥復活あるいはそれ以上のものが行われていることを、われくは考えなければならぬのであります。今日いろ／＼な点から考えましても、すなわち資本主義の最後の段階としての、いわゆる帝国主義的な支配を確立しようとするそのねらいの一端といつたしまして、一方においては見返資金特別会計、一方においては国の予算、一方においては預金部資金、あるいはその他為替管理特別会計等々を通じて、一切の金を国家の独占的な支配にまかし、そのごとによつていわゆる資本主義没落の最後の段階としての、帝国主義的な支配を行しようとするところに、本法案のねらいがあるのであります。こういう意

味におきまして、われ／＼は少くとも日本の民主化と、そして新しい日本の誕生のために、この資本主義的な最後の段階の復活を企図するところの法案に対しまして、断固として反対するものであります。

○夏堀委員長 討論は終局いたしました。

これより右五案を一括議題として採決に入ります。右五案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○夏堀委員長 起立多數。よつて右五案はいずれも原案の通り可決いたしました。(拍手)

なお報告書の作成及び提出手続等につきましては、すべて委員長に御一任を願います。

〔委員長退席、奥村委員長代理着席〕

○奥村委員長代理 次に、農林中央金庫法の一部を改正する法律案を議題といたしますて、質疑を許します。

○小山委員 農林中央金庫法の一部を改正する法律案は、夏堀委員長外四十七名の提出になつておりますて、私もその提案者の一人になつておるのであります。実はなはだうかつた話であります。提案をいたしましてから若干疑問の点が出たのであります。そこで直接の提案者にお伺いすることのほかに、実は監督官庁としてはこの点についてどう考えておられるのであるうかということを、幸いに銀行局長及び農林省の官房長が見えておりますので、参考のために伺つてわれ／＼の審議の基礎にいたしたい、かようと思ふのであります。

局長並びに官房長に御意見を伺つて
みたい点は何かと申しますと、今度の
改正法の第十一條に「理事長、副理事
長、理事及監事ハ定款ノ定ムル所ニ依
リ出資者総会ニ於テ之ヲ選任シ主務大
臣ノ認可ヲ受クベシ」とあります。が、
これを実は非常に不安に思つておるの
であります。と申しますのは、御承知
の通り農林中金は金融機関であり、一
つの事業体であります。その事業体の
執行者であるところの理事長、副理事
長、理事及び監事は、ばら／＼に各選
舉母体から出資者総会によつて選挙さ
れて来る。その場合に、理事長が副理
事長あるいは理事、監事を統率できな
かつたならば農林中金の運営は絶対で
きない。そこでこういうふうに民主化
されることは非常にけつこうで、私も
賛成したのであります。が、さて運営の
問題になつて、どうやつたならばこの
のであります。が、ばら／＼に選挙され
て来る各理事を、どうやつて理事長が
統率して行くかということが第一の問
題であります。

る。そのような特殊な使命を持つて、いる農林中金の理事長が、政府と何ら関連なしに選任されて来て、はたしてうる。そのようないふりであります。されど、われわれの今後の審議の基礎にいたしたい、かように考へましたのでおいでを願つたわけでありますので、これについて御答弁をお願いいたします。

○舟山政府委員 農林中央金庫は農林省と大蔵省が共管になつておりますので、大蔵省としましても、今度の法律改正につきましては深い関心を持つて、その理事者の選任につきましては、他の一般事業会社とは違つた感覚で、この見解を申し上げたいと思います。

農林中金も金融機関であります以上、その理事者の選任につきましては、他に選出するかということにつきましては、監督官庁たる大蔵省といたしまして、深い関心を持たざるを得ないのをござります。改正法案によりますと、出資者総会において、これを選任することになつておりますが、それは「定款ノ定ムル所ニ依リ」ということになつております。そこで今後の具体的の選出の方法を、定款に疑義のないよう規定してもらいたい希望を持っております。しこうして定款は監督官庁の認可になつておりますので、その方法の適正を期しまするならば、今後この改正條文の運用につきまして、すなわち理事の選任におきまして、きわめて円滑かつ不安のないものにして行くことができると思っておる次第でございます。

○小山委員 次の質問に移る前に、今

銀行局長の答弁でちよつと変に思いましたことは、定款は大蔵大臣の認可にかかるつておるというの、この條文でたとえば農地改革なら農地改革をやりきましては、この理事者は政府の任命になつております。しかしこれは他の金融機関におきまして、順次この政府の職務を脱せしめるといふ大きな誤に沿いまして、これをいわゆる民主化

いたしまして、理事者を選任するようないふりであります。しかし農林中金におきましては、まだ／＼ただいまお話しございましたように、政府の資金を多額に使う等の特殊の性格も持つておるのでございます。そこで今回理事者は出資者の総会において選任されることになりましても、その成行きにつきまして、具体的にどういう人が選任されるかということにつきましては、監督官庁たる大蔵省といたしまして、深い関心を持たざるを得ないのをござります。改正法案によりますと、出資者総会において、これを選任することになつておりますが、それは「定款ノ定ムル所ニ依リ」ということになつております。そこで今後の具体的の選出の方法を、定款に疑義のないよう規定してもらいたい希望を持っております。しこうして定款は監督官

○舟山政府委員 政府の金を使わぬ場合は、それ／＼根拠法規等がございまして、その趣旨でただ資金の扱い方を農林中金に委託するといふことになるかと思います。それであいまして、その趣旨でただ資金の扱い方を農林中金に委託するといふことになります。それができるものだらうか。これはもう監督官庁としての立場からひとつお答え願いたい。

○小山委員 次の質問に移る前に、今

は、あるいは一つの基準があるからいふことは、定款は大蔵大臣の認可にかかるつておるというの、この條文でたとえば農地改革なら農地改革をやりきましては、この理事者は政府の任命になつております。しかしこれは他の金融機関におきまして、順次この政府の職務を脱せしめるといふ大きな誤に沿いまして、これをいわゆる民主化

○小山委員 定款は農林中金法二十六條の規定によつて、別途認可事項となつております。

○小山委員 そこでこれはどうも提案

一つの機関としての農林中金の場合

が議員提案になつている関係で、政府

体制に持つて行くことは、し

かしいので、はなはだ質問しにくいの

であります。されど、それともほかの條文でそういうふうに読めるのでありますよ

うか。それともほかの條文でそういう

のでござりますか。

○舟山政府委員 定款は農林中金法二

十六條の規定によつて、別途認可事項

相当違つて来るだらうと思う。政府の

に、困ることはないかということを聞

いておるのであります。これはむしろ官房長の方から聞いた方がいいかと

思います。

○塙見政府委員 ただいまの御質問で

お話をございましたように、政府の資

金を多額に使う等の特殊の性格も持つておるのでございます。そこで今回理

事者は出資者の総会において選任され

ることになりましても、その成行きに

つきまして、具体的にどういう人が選

任されるかということにつきましては、

はまだ決然としない。実際問題として

金を使わなければならぬ場合がある

のだが、それを確保することができる

のかということについての確信について

が心配なのであります。この点に

ついてはごめんこうむりたいといふよ

うな場合にはできないじやないか。こ

よつと今私はできません。私の方は組

合の金融機関でありますから、そ

ういふいものがあるのだから、それを

答えられたことは、政府と関係なしに

あります。ただいまの銀行局長の

立場から使えと言つた場合に、ち

とれません。私の方は組

合の金融機関でありますから、そ

ういふいものがあるのだから、それを

答えられたことは、政府と関係なしに

あります。ただいまの銀行局長の

立場から使えと言つた場合に、ち

いう理由にならない。ところが政府が農林行政を実施する場合に、つなぎ資金をしなければならない場合が必ずあるだろうと私は思う。予算も来年の四月なり五月なりには予算は実行するのであるから、とりあえず十二月をこらあたりから農林中金の余裕金を自らにして、翌年度に実施される額を見越して、ある程度の農林行政を金融の形においてやることがあるのじやないかと思うのであります。その場合に協力が得られるだろうかどうかだろうか。これが先ほどから何度もくづく言つてゐるところなのである。ただ良識によつてと言われるが、その次に来る問題は良識のある人が出て来るかどうかといふ問題がもう一つ残つておる。とりあえず良識によつてといふことで一応話は解決するとしても、その次に私が問題とするところは、良識のある人が必ず出て来るということがこの法律で期待できるだらうか。これに非常な疑いを持つておりますから、まず良識のあらう人が出て来たという前提のもとでもよろしい。その場合に官選の理事長の場合と、容易に改任されない理事長の場合と、一時の政局が——ほかに農林金融機関があるならばよろしいが、唯一の機関であるところの農林金融機関が、農林省の農林行政の補佐役になつり得ない場合があつた場合に、さしつかえないかどうかということを聞いておる。

の人々と十分な相談のもとで良識のある理事者を選任する。それによつてその選挙を終えて政府の認可を受けるといふような方法であるとか、理事長を選挙する前に政府の方と十分な下打合せをやられて選挙されるとか、たとえでみればいろ／＼考え方があるようですが、いりますけれども、そのいずれによざいますけれども、そのいざれによるかといふことは別にしまして、しかるべき方法によつて今御質問のあつたような点についての困難除去するところが、何とかできるのではないかと考ええておるわけであります。

○小山委員 どうも答へ方がますいのですが、官選の理事長の場合は政府が任免権を持つておる。ところがこの法律による場合には、よほどの場合でないと改任できない。その改任できないという強い立場にある理事長が、農林行政上——それではこれから聞きまよう。農林行政上、農林中金にたよつて金融の道をもつて農林行政を実施する場合がないのかどうか。

○塩見政府委員 それは現在のようないま經濟状況下においては大いにございます。ことに冬場の間の余裕金の運用で、もし農林行政にプラスがある場合があれば大いにあるわけですからども、しかしそれはあくまでも農林省としてもいたしましても、農林中金に無理を強しつけるというようななことではなくて、農林中金の金融機關としての使命に反しない範囲において、また農林中金の金融ペースに乗るという範囲において、現在でもやつておりますし、へ後ともそういう程度においてやつておることが必要かと考えております。

○小山委員 農林省が農林行政を実施する上において、農林中金にたよら

ければならぬ場合がある。それはその通りであると思います。その場合に官選の理事長の場合と民間の理事長の場合との間に、農林行政をやる上において重大な支障はないかどうかということを聞いておる。

○舟山政府委員 お尋ねの趣旨は、この制度の問題にも関連して参ると思うのですが、ある程度政府の意を受けてやる金融機関が必要だということになりますれば、これは特殊金融機関でございまして、従つて官選の役員がおつて当然であるという結論にもなるかと思うのでございますが、しかし農林中央金庫のごときは、漸次特殊機関的な色彩から離して行こうという行き方をとつておるわけであります。そうしますと、農林中央金庫といましてもは、それでは政府の政策に協力するかどうか、そういう方を民選で得られるかどうかという点が、具体的な問題になつて来るかと存じます。農林中金といったしましては、農林漁業関係の金融をもつぱらここに持つて来ざるを得ない立場にあるわけでござりますから、その具体的な人選についてその当を得ますれば、広く農林漁業界のためになる運営をなさることと思うのでござります。それにつきましては、先ほど申し上げました金融のセンスといふこと以外に、また具体的な人選についていろいろ考慮すべき点があると思うのでございますが、この点は選考方法というようなものを十分政府も協同して、適任者を得られるような仕組みを考えまして、実際上ほんとうに政府に協力しながらも、また農林漁業の金融について十分な働きをなし得る人を選び得るようにいたしたいと考えてお

○小山委員 大体両者の説明でわかりました。が、この点について、実はまだ私自身としては非常な不安を持つておる。官選の理事長の場合と、民選の理事長の場合に、時の政府は——わが党政の政府とは言わない。時の政府が、その農林政策を実施して行けるかどうか。従つてもしできないならば、他の政府の農林行政を担当するところの金融機関をつくるなければならぬ、こういうはめに陥つて来はしないかといふ。うな心配は依然として残つておる。そういう点を一応つけ加えまして、この点は一応留保いたしておきます。

さて次の心配は、ばら／＼になつてゐる理事が、理事長の統率のもとに動いて行くかという問題と、先ほど来言われておるような金融セシスのある理事長が、この法律だけで選ばれて来る可能性があるかどうか。定款によつてとおつしやるけれども、定款はまだ実はわれ／＼知らない。つまりこの法律だけではたしてそれを確保して行けるだらうか。この点も一つ心配になつてゐる。それで銀行局長の御意見を聞いておつても、農林省の官房長の御意見を聞いておつても、良識ある理事長なり理事が出て来るというようない前提でお話をなされておるようでありますが、この法律のままで、この法律の條項だけで、良識ある理事なり理事長が出て来るであらうという方法について、何かそちら側にうまい考え方はありませんか。ひとつ伺つてみたいのであります。

○塙見政府委員 これはいろいろの方
法が考えられると思ひますけれども、
やはり政村と事前に打合せしていただ
いて、先ほどからのお話にもあります
たように、農林省としても非常に重要
な機関でもございますし、この機関の
長あるいは役員というものが、政府と
まるで違つた考え方を持つて動かれる
といふふうなことであつては、非常に
農林政策遂行上の障害もありますの
で、そういう点で十分政府の方と事前
に打合せしていくだいて、理事長を運
ぶ方法なり、それから理事長の具体的
な人についても、御相談を受けてやつ
て行くというふうな方法と、またそし
ていうふうな理事長を、ぱら／＼に理事
者が選ばれないように、やはり構成メ
ンバーも政府の方と事前に十分な打合
せを遂げられて、統一のある役員の選
出ができるような十分な協議を遂げ
上で、選舉の方へ持つて行けるといふ
ような方法で解決するのが、私たちに
してみると一番いい方法じゃないかと
考えられます、これは法律にある
いは定款にも十分には書けないことが
もしれません。そういう点について
は、関係者で話し合いをして、いい慣行
をこの点についてはつくつて行くとい
うふうなことが、どうしても必要じや
ないかと、うふうに考えておりま
す、この法律だけでは民主化されてあ
るがうまく動くものだ、そう簡単には考
えておりませんけれども、そういうう
な形で何らかの打開策はあるといふ
ふうに考えておるわけであります。
○小山委員 今塙見官房長のおつしや
つた、この法律だけでただいま御説明
のようないい結果が得られるとは限ら
ない。私も実はそれを心配しておるの

のうめい／＼ふるどこく行くかみこくはだはだのうめい

でありますて、法律の上で行けば何でもできるようになつておる。ところが今銀行局長も塩見官房長も再々言われておるよう、変な人で出来て來たら困るのだ、金融のセンスもないような人が出て来ても困るのだといふ点については、銀行局長が塩見官房長も御意見は同じのようあります。ただそれを現在の官房長、現在の局長、あるいは現在の農林中金の理事長がおられる間は、そういうふうに指導して行けるかも知れないが、何代もたつた後に一体どうなるか。何代でなくともいい。一代、二代の先もそういう心配があるので、実は私は非常に深い疑惑を持ちながら、しかし何とかしてこれを打開する名義はないだろかといふことを考えて、今悩んでおるわけであります。しかしそれは法律にも定款にも書けないということでは、これは実に困るのであります。それではこの点御両所の説明はよくわからりましたから、他日農林中金の理事長にお伺いして、何かその不安を除く方法はないかどうかといふことを法務省に質問といいます。きょうはこれ留保いたします。

○奥村委員長代理 次に納税貯蓄組合法案を議題とし、質疑を許します。
〔奥村委員長代理退席、小山委員長代理出席〕

和二年のパニック當時に、この納税貯蓄組合というについては非常に苦心をした覚えがあります。というのは、せつかり零細な金を集めて、そうして納税を容易ならしめるために積んだ金が、指定された金融機関の中で信用組合であるとか、あるいは弱小銀行であるとかいうところが破産をしたところがたくさんあつたので、その破産のために、納税金を積んでおいてその納税金が払えなくて、しかも銀行あるいは信用組合に食われてしまつて、悲惨な思いをした経験があります。ですかね、そこで今度のこの納税貯蓄組合法案といふものの中には、指定金融機関がもしも破産になつた場合に、その責任はどういうふうになるか。またもう一つは、組合長等の組合の定款に定められた範囲の責任はどうなるか。納税貯蓄であつて大切な納税金であるから、税金と同じように先取特権を認めるのかどうか。その点をお伺いしたいと思ひます。

○奥村委員 お答えいたします。ただいまの高間さんのような御質問も当然起ると思いますが、納税貯蓄組合の性格を簡単に申し上げて、御理解を得たいと思うのであります。つまりこの納税貯蓄組合は任意につくるのであります。組合長をつくるのも、あるいはわゆる指定金融機関をきめ預け先をきめることも、すべてこの組合が協議の上できめるのであります。従いまして預け入れた金融機関がもしも破産をする、あるいは不払いをするということになれば、これは組合員が話合いの上できめたのでありますから、組合員みずからその責任を負うということに相なつておるのであります。そういう建

前でありますから、預入れ先を最初にきめるときには、組合員みずから慎重に協議してきめる。そういう建前をとつておるものがござります。たゞお話を通り、組合の事務員の手賃及び事務費に対しつかく零細な金を集めて、そうして納税を容易ならしめるために積んだ金です。

○高間委員 そうしますとせつかりたった金の間違いができた場合でも、納税金といふうござる名前があるにもかかわらず、何ら特権といふものはないのであって、普通の一般人が納税を簡単にならしめるための貯金であるといふふうに解釈していいですか。

○奥村委員 條文の中にもありますように、納税者の貯金は組合の名義で預けるのでなく、納税者の名義で個々に預けることになつておるのであります。従いまして組合としましては、たゞ納税者から納税のための現金を預かって、その指定金融機関の窓口まで持つて行つて、その納税者名義の預金に預け入れて、その通りを持って帰つて納税者に渡す。要するに途中お金預かりつて、持つて行つて預けるというだけの機構が、何らないように考えられます。が、その点はどうでしようか。

○奥村委員 お説まことにごつともうだけの機構が、何らないように考えられます。が、この法律案の第五條にあります通り「指定金融機関は、他の法令又は定款の規定にかかわらず、納税貯蓄組合預金を受け入れることができる」ことになりますが、これが抵触しておるか。その法律の名前をお聞かせ願います。

○忠政府委員 ただいまおつしやいました通りでございます。

○大上委員 では次にお尋ねしますが、この法律案の第五條にあります通り「指定金融機関は、他の法令又は定款の規定にかかわらず、納税貯蓄組合預金を受け入れることができる」ことになりますが、これが抵触しておるか。その規定は困難かと思うのであります。

○忠政府委員 まず本法律の附則に、「この法律は、公布の日から施行する」とあります。が、公布の場合に、施行は政令で別に定めるという規定がありませんから、即日公布と思いますが、間違いございませんか。

○忠政府委員 ただいまおつしやいました通りでございます。

○大上委員 では次にお尋ねしますが、この法律案の第五條にあります通り「指定金融機関は、他の法令又は定款の規定にかかわらず、納税貯蓄組合預金を受け入れることができる」ことになりますが、これが抵触しておるか。その規定は困難かと思うのであります。但しかしながら補助がなくて、全国的に見ますと、地方によりまして自然発生的にかなり納税貯蓄組合ができております。組合の世話をやいて、自然発生的に貯蓄組合ができるおりますので、今回この法律が実施されれば、それをまことに申すと非常に競合法のようになります。これに連通性をもつて、「他の法令又は定款」とありますから、多分商法じやないかと思われるのですが、どういう法律とこれが抵触しておるか。その法律の名前をお聞かせ願います。

○忠政府委員 金融機関のうちに、預金業務につきまして特定の制限を受けておるもののがござります。たとえば組合の組合員に限つて預金の受け入れができる、こういうようになつておるものもござりますが、預金の性質から申しまして、組合員以外の者も、納税貯蓄組合の組合員となりまして、協同組合に預金をする必要が生ずる場合が

あるだろうと考えられます。かようない場合においても、適法に預金を受入れしめ、できるだけ納稅貯蓄組合が貯金の受入れを便利に、かつ手軽にできるようになります。

○大上委員 その点はわかりました。そこでお尋ねをしたいのですが、第七条の規定に「自己以外の組合員がなすべき課稅標準の申告又は該組合員に對してなされるべき租稅の賦課に因りましてはならない」と書いてあります。これはなるほどわかるのですけれども、實際上現在行われておる稅務代理士法があるということは、結局その規定によるといいますか、そういうふうな点がいろいろ出て来る。ところがこれが個人で言うなら、決定通知をまかせ、いわゆる稅務署でやつてくれます。これはなるほどわかるのですけれどもぐりといいますか、そういうふうな点がいろいろ出て来る。ところがこれは稅務代理士法の違反事項に該当され、個人で言つては起きないと思ひます。これは税務代理士法の違法事項に該当され、個人で言つては起きないと思ひます。

○忠政府委員 お答え申し上げます。

この規定は稅務代理士法と多少性質が異なると思います。稅務代理士の業務

といたしましては、納稅代理と納稅書類の作成と納稅相談、三つの業務がござりまするが、この第七條は、そのほかに申告につきましてのあつせんとか、申告についてのいろ／＼の指導、こ

ういうような広い範囲のものが考えられておるわけでございまして、規定の趣旨といたしましては、先年來いろいろと問題になつておりました团体交渉というのがございますが、あの团体交渉は、申告納稅制度の健全な育成から考へますると適當とは思われない。從

いまして、納稅貯蓄組合が團体交渉の母体となるということではなくして、それが第七條の趣旨でございます。

○大上委員 今、團体交渉の点、これ

はあとで御質問しようと思つておつたのですが、どうしても別の團体交渉に

行くように思うのですが、それについての一つの関連性といたしまして、そ

の納稅貯蓄組合へ持つて行つて、その折ついで自分のものを――正式に言

うところの白紙委任状といいますか、あるいは委任状というものを持たない

で、役所へ行つてした場合にどうなるか。いま一つは、團体交渉のような弊

害が必ず起きると思うのです。但しわれわれ立案者としては起きないと思

ります。これが非常に微妙な点ですけれども、行政厅としての所見を承りたいと

思ひます。

○忠政府委員 ただいま御指摘になりました点については、私どもは国税と

地方税を通じまして、実行上においてさような結果が起らないように、組

合の幹部の方々の御質問を願うということを、実は考えておる次第でござ

ります。それで御提案者の側から詳しく述明があつたと考へておるのです

が、この納稅貯蓄の方法といたしま

す。生れる道理がないのだけれども、これはわからぬ。そういう場合に、こ

れが組合員に対する課稅は、当然公益

として、稅務代理士法と直接に關係がないとわれ／＼は解しております。

○大上委員 それならひとつ最初から、とび／＼でなしに聞かしてもらいま

す。この法案では、稅務署長及び地方公共團体の長に、單なる届出をした

らそれでいいというのであります。たしてこれが一つの法人格を持つた

持たぬか。これはいろ／＼あります。

方公共團体の長に規定せられておる

なお民法三十四條に規定せられておる

ところの公益法人というようなものも

出て来ると思うのですが、問題は單なる届出だけでは、皆さんに行政執行し

る届出だけでは、皆さんは立案者としては起きないと思ひます。届出によつて内容が詳

くように、これは組合の幹部の方々の良心的な御決断にまつ、かようない場合

では、気軽に納稅貯蓄ができる、気軽に税が納まるというところに主眼点が

ござりまするので、あまり四角ばつた形式をとらないでも、十分に目的を達

するのであるまいか。しかいろいろな國家あるいは地方團体として御援

助を申し上げる点になりますと、何

か。なぜこれを笑くかといいますと、

昔のいわゆる匿名組合といふのがあります。この匿名組合の組合員の所得

は、なか／＼捕捉に困難であったので

か。なぜここを笑くかといいますと、

それが組合員に対する課稅は、当然公益

として、稅務代理士法と直接に關係がないとわれ／＼は解しております。

○忠政府委員 それならひとつ最初から、とび／＼でなしに聞かしてもらいま

す。この法案では、稅務署長及び地方公共團体の長に規定せられておる

なお民法三十四條に規定せられておる

ところの公益法人というようなものも

出て来ると思うのですが、問題は單なる届出だけでは、皆さんに行政執行し

る届出だけでは、皆さんは立案者としては起きないと思ひます。届出によつて内容が詳

くように、これは組合の幹部の方々の良心的な御決断にまつ、かようない場合

では、気軽に納稅貯蓄ができる、気軽に税が納まるというところに主眼点が

ござりますので、あまり四角ばつた形式をとらないでも、十分に目的を達

するのであるまいか。しかしいろいろな國家あるいは地方團体として御援

助を申し上げる点になりますと、何

か。なぜこれを笑くかといいますと、

昔のいわゆる匿名組合といふのがあります。この匿名組合の組合員の所得

は、なか／＼捕捉に困難であったので

か。なぜここを笑くかといいますと、

それが組合員に対する課稅は、当然公益

として、稅務代理士法と直接に關係がないとわれ／＼は解ております。

○忠政府委員 第一点は、納稅貯蓄組合にもし所得があつたら、どういう課

税をするかという問題と承りました。

あるだろと考へられます。かようない場合においても、適法に預金を受入れしめ、できるだけ納稅貯蓄組合が貯金の受入れを便利に、かつ手軽にできるようになります。

○大上委員 その点はわかりました。

そこでお尋ねをしたいのですが、第七

条の規定に「自己以外の組合員がなすべき課稅標準の申告又は該組合員に

對してなされるべき租稅の賦課に因りましてはならない」と書いてあります。

○忠政府委員 今、團体交渉の点、これ

はあとで御質問しようと思つておつたのですが、どうしても別の團体交渉に

行くようになりますが、それについての一つの関連性といたしまして、そ

の納稅貯蓄組合へ持つて行つて、その

折ついで自分のものを――正式に言

うところの白紙委任状といいますか、あるいは委任状というものを持たない

で、役所へ行つてした場合にどうなるか。いま一つは、團体交渉のような弊

害が必ず起きると思うのです。但しわ

れわれ立案者としては起きないと思

ります。これは非常に微妙な点ですけれども、行政厅としての所見を承りたいと

思ひます。

○忠政府委員 ただいま御指摘になりました点については、私どもは国税と

地方税を通じまして、実行上においてさような結果が起らないように、組

合の幹部の方々の御質問を願うということを、実は考えておる次第でござ

ります。それで御提案者の側から詳しく述明があつたと考へておるのです

が、この納稅貯蓄の方法といたしま

す。生れる道理がないのだけれども、これはわからぬ。そういう場合に、こ

れが組合員に対する課稅は、当然公益

として、稅務代理士法と直接に關係がないとわれ／＼は解しております。

○忠政府委員 それならひとつ最初から、とび／＼でなしに聞かしてもらいま

す。この法案では、稅務署長及び地方公共團体の長に規定せられておる

なお民法三十四條に規定せられておる

ところの公益法人というようなものも

出て来ると思うのですが、問題は單なる届出だけでは、皆さんに行政執行し

る届出だけでは、皆さんは立案者としては起きないと思ひます。届出によつて内容が詳

くように、これは組合の幹部の方々の良心的な御決断にまつ、かようない場合

では、気軽に納稅貯蓄ができる、気軽に税が納まるというところに主眼点が

ござりますので、あまり四角ばつた形式をとらないでも、十分に目的を達

するのであるまいか。しかしいろいろな國家あるいは地方團体として御援

助を申し上げる点になりますと、何

か。なぜこれを笑くかといいますと、

昔のいわゆる匿名組合といふのがあります。この匿名組合の組合員の所得

は、なか／＼捕捉に困難であったので

か。なぜここを笑くかといいますと、

それが組合員に対する課稅は、当然公益

として、稅務代理士法と直接に關係がないとわれ／＼は解ております。

○忠政府委員 それならひとつ最初から、とび／＼でなしに聞かしてもらいま

す。この法案では、稅務署長及び地方公共團体の長に規定せられておる

なお民法三十四條に規定せられておる

ところの公益法人というようなものも

出て来ると思うのですが、問題は單なる届出だけでは、皆さんに行政執行し

る届出だけでは、皆さんは立案者としては起きないと思ひます。届出によつて内容が詳

くように、これは組合の幹部の方々の良心的な御決断にまつ、かようない場合

では、気軽に納稅貯蓄ができる、気軽に税が納まるというところに主眼点が

ござりますので、あまり四角ばつた形式をとらないでも、十分に目的を達

するのであるまいか。しかしいろいろな國家あるいは地方團体として御援

助を申し上げる点になりますと、何

か。なぜこれを笑くかといいますと、

昔のいわゆる匿名組合といふのがあります。この匿名組合の組合員の所得

は、なか／＼捕捉に困難であったので

か。なぜここを笑くかといいますと、

それが組合員に対する課稅は、当然公益

として、稅務代理士法と直接に關係がないとわれ／＼は解ております。

○忠政府委員 第一点は、納稅貯蓄組合にもし所得があつたら、どういう課

税をするかという問題と承りました。

そこで納税貯蓄組合の業務規程と申しますか、定款と申しますか、それでどういう組合財産の管理办法を講ずるか

という点で解決がつくと思います。大抵私どもは、貯蓄組合の財産が年々超過されて参りまして、その財産が組合員のだれの財産であるかということは、特定しないように運用されるのです

ではないかと考えます。そうなりますと、人格なき社団というような法律的な見解が下されると思います。そ

ういたしますと、組合代表者の個人の資格とは離れた一つの課税主体があるものと考えまして、基礎控除額に達するまでの所得があるかないかによって課税が行われる。今年の例で申します

と、三万円の所得では、社団である

こういうような運用でいいと考えてお

ります。

第二点は、政令の補助金の交付に関する事項についての御質問でございま

すが、政令は手続だけの規定でありまして、たとえば年二回にわけて交付するといふようなことを規定いたしました

いと思います。そのものとなる予算の措置がどうなつておるかというお尋ねでございますが、この点につきましては、貯蓄組合法が予算審議当時から遅れて立案いたされましたために、現在予算面では御承知のように考えられておりませんので、そのうち予算的措

置をいかにするかという点を、明瞭に申し上げさせていただきたいと思いま

すが、これは多少時間を惜していただきたいと思いま

きたいと思います。

最後に第八條第二項の免稅所得の計算方法についての政令の内容という問題でございますが、これは一応上積みの分から課税を落して行くという方法で、わかりやすい計算方法をとつた

方がいいのではないかと考えておる次第でございます。

○小山委員長代理 ほかに御質疑はございませんか。

○大上委員 動議を提出いたします。

ただいま議題となつております納稅組合法につきましては、議員提出でありますので、事前ににおいてよくこれが審査をし、なおかつまた本日これの運営に當る政府当局の説明を求めましたので、この際質疑を打切り討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○小山委員長代理 ただいまの大上君の動議のごとく決定するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小山委員長代理 御異議なければ、本案につきましては質疑を打切り討論を省略し、ただちに採決いたします。

本件を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○小山委員長代理 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に対する報告書の件につきましては、委員長に御一任を願いま

す。

○小山委員長代理 次に、本日付託さ

れました税理士法案を議題とし、提出者より提案趣旨の説明を聽取いたしま

す。三宅則義君。

一 申告、申請、再調査若しくは

法で、わかりやすい計算方法をとつた

方がいいのではないかと考えておる次

第1章 総則（第一條～第四條）

第二章 税理士試験（第五條～第十

九條）

第三章 登録（第十八條～第二十

六章 税理士の権利及び義務（第三十條～第四十三條）

第四章 税理士の責任（第四十四

五章 税理士の資格（第五

六章 罰則（第五十七條～第六

七章 第一章 総則

（税理士の職責）

第一條 税理士は、中正な立場において、納稅義務者の信頼にこたえ、租稅に関する法令に規定された納稅義務を適正に実現し、納稅に関する道義を高めるよう努めなければならぬ。

第二條 税理士は、他人の求に応じ、所得稅、法人稅、相続稅、富裕稅、附加價值稅、市町村民稅、固定資產稅、事業稅、特別所得稅又は政令で定めるその他の租稅（以下「租稅」という。）に関し左

に掲げる事務を行ふことを業とする。（以下この業務を「税理士業務」という。）

一 審査の請求又は異議の申立、過誤納稅金の還付の請求その他の事項（訴訟を除く。）につき代理すること。（以下この事務を「税務代理」という。）

二 申告書、申請書、請求書その他税務官公署（税關官署を除く。以下同じ。）に提出する書類を作成すること。（以下この事務を「税務書類の作成」といいう。）

三 第一号に規定する事項につき相談に応ずること。（以下この事務を「税務相談」という。）

四 税理士の資格

（税理士の資格）

第五條 左の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有する。

但し、第三号又は第四号の規定に該当する者については、更に固稅（關稅及び人稅）を除く。以下第四條、第二十四條及び第四十六條の場合を除き同じ。）若しくは地方稅若しくは地方稅に規定された納稅義務を適正に実現し、納稅に関する道義を高めるよう努めなければならぬ。

第六條 左の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有する。

但し、第三号又は第四号の規定に該当する者については、更に固稅（關稅及び人稅）を除く。以下第四條、第二十四條及び第四十六條の場合を除き同じ。）若しくは地

方稅又は会計に関する事務に從事した期間が通算して二年以上になることを必要とする。

第七條 第一號の二に該当する者は、税理士となる資格を有する。

但し、第三号又は第四号の規定に該当する者については、更に固稅（關稅及び人稅）を除く。以下第四條、第二十四條及び第四十六條の場合を除き同じ。）若しくは地

方稅又は会計に関する事務に從事した期間が通算して二年以上になることを必要とする。

第八條 第一號の三に該当する者は、税理士となる資格を有する。

但し、第三号又は第四号の規定に該当する者については、更に固稅（關稅及び人稅）を除く。以下第四條、第二十四條及び第四十六條の場合を除き同じ。）若しくは地

方稅又は会計に関する事務に從事した期間が通算して二年以上になることを必要とする。

第九條 第一號の四に該当する者は、税理士となる資格を有する。

但し、第三号又は第四号の規定に該当する者については、更に固稅（關稅及び人稅）を除く。以下第四條、第二十四條及び第四十六條の場合を除き同じ。）若しくは地

弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七條第一項又は第二

項の規定により同法第三條に規定する事務を行うことができる者及び公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）第十六條の二第一項の規定により同法第二條に規定す

る業務を行うことができる者は、この法律の規定の適用については、それぞれ弁護士及び公認会計

士とみなす。

（次格條項）

第四條 左の各号の一に該当する者は、前條の規定にかかるらず、税理士となる資格を有しない。

一 未成年者

二 犯治産者及び準犯治産者

三 破産者で復権を得ないもの

四 固稅若しくは地方稅に規定された納稅義務を適正に実現し、納稅に関する道義を高めるよう努めなければならぬ。

五 国稅若しくは地方稅に規定された納稅義務を適正に実現し、納稅に関する道義を高めるよう努めなければならぬ。

六 法令、この法律又は旧稅務代理士法（昭和十七年法律第四十六号）の規定により禁じ以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの

七 法令、この法律若しくは旧稅務代理士法の規定により罰金の刑に処せられた者又は國稅犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）（地方稅法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）若しくは

八 関稅法（明治三十二年法律第六十一号）（關稅法（明治三十二年

することができる。但し、その許可を受けることができる者は、地方公共団体の職員及び民法第三十一条の規定による法人その他の政令で定める法人その他の団体の役員又は職員に限るものとする。

2 第三十三條第二項及び第四項、第三十六條並びに第三十八條の規定は、前項の規定による許可を受けた者に準用する。

(税理士業務の制限)

第五十一條 税理士でない者は、前條第一項の規定による許可を受けた場合を除く外、税理士業務を行つてはならない。

(名称の使用制限)

第五十二條 税理士でない者は、税理士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

2 税理士会及び税理士会連合会でない団体は、税理士でない税理士会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

3 前二項の規定は、税理士会連合会でない団体が他の法律の規定により認められた名称を用いることを妨げるものと解してはならない。

(税理士の使用者等の秘密を守る義務)

第五十三條 税理士の使用者その他の従業者は、正当な理由がなく税理士業務に關して知り得た秘密を他に洩らし、又は借用してはならない。税理士の使用者その他従業者でなくなつた後においても、また同様とする。(監督上の措置)

第二章 監督

第一节 国税局長官の監督

一 国税局長官の監督

1 国税局長官の監督

2 国税局長官の監督

3 国税局長官の監督

4 国税局長官の監督

5 国税局長官の監督

6 国税局長官の監督

7 国税局長官の監督

8 国税局長官の監督

9 国税局長官の監督

10 国税局長官の監督

11 国税局長官の監督

12 国税局長官の監督

13 国税局長官の監督

14 国税局長官の監督

15 国税局長官の監督

16 国税局長官の監督

17 国税局長官の監督

18 国税局長官の監督

19 国税局長官の監督

20 国税局長官の監督

21 国税局長官の監督

22 国税局長官の監督

23 国税局長官の監督

24 国税局長官の監督

25 国税局長官の監督

26 国税局長官の監督

27 国税局長官の監督

28 国税局長官の監督

29 国税局長官の監督

30 国税局長官の監督

31 国税局長官の監督

32 国税局長官の監督

33 国税局長官の監督

34 国税局長官の監督

35 国税局長官の監督

36 国税局長官の監督

37 国税局長官の監督

38 国税局長官の監督

39 国税局長官の監督

40 国税局長官の監督

41 国税局長官の監督

42 国税局長官の監督

43 国税局長官の監督

44 国税局長官の監督

45 国税局長官の監督

46 国税局長官の監督

47 国税局長官の監督

48 国税局長官の監督

49 国税局長官の監督

50 国税局長官の監督

51 国税局長官の監督

52 国税局長官の監督

53 国税局長官の監督

54 国税局長官の監督

55 国税局長官の監督

56 国税局長官の監督

57 国税局長官の監督

58 国税局長官の監督

59 国税局長官の監督

60 国税局長官の監督

61 国税局長官の監督

62 国税局長官の監督

63 国税局長官の監督

64 国税局長官の監督

65 国税局長官の監督

66 国税局長官の監督

67 国税局長官の監督

68 国税局長官の監督

69 国税局長官の監督

70 国税局長官の監督

71 国税局長官の監督

72 国税局長官の監督

73 国税局長官の監督

74 国税局長官の監督

75 国税局長官の監督

76 国税局長官の監督

77 国税局長官の監督

78 国税局長官の監督

79 国税局長官の監督

80 国税局長官の監督

81 国税局長官の監督

82 国税局長官の監督

83 国税局長官の監督

84 国税局長官の監督

85 国税局長官の監督

86 国税局長官の監督

87 国税局長官の監督

88 国税局長官の監督

89 国税局長官の監督

90 国税局長官の監督

91 国税局長官の監督

92 国税局長官の監督

93 国税局長官の監督

94 国税局長官の監督

95 国税局長官の監督

96 国税局長官の監督

97 国税局長官の監督

98 国税局長官の監督

99 国税局長官の監督

100 国税局長官の監督

101 国税局長官の監督

102 国税局長官の監督

103 国税局長官の監督

104 国税局長官の監督

105 国税局長官の監督

106 国税局長官の監督

107 国税局長官の監督

108 国税局長官の監督

109 国税局長官の監督

110 国税局長官の監督

111 国税局長官の監督

112 国税局長官の監督

113 国税局長官の監督

114 国税局長官の監督

115 国税局長官の監督

116 国税局長官の監督

117 国税局長官の監督

118 国税局長官の監督

119 国税局長官の監督

120 国税局長官の監督

121 国税局長官の監督

122 国税局長官の監督

123 国税局長官の監督

124 国税局長官の監督

125 国税局長官の監督

126 国税局長官の監督

127 国税局長官の監督

128 国税局長官の監督

129 国税局長官の監督

130 国税局長官の監督

131 国税局長官の監督

132 国税局長官の監督

133 国税局長官の監督

134 国税局長官の監督

135 国税局長官の監督

136 国税局長官の監督

137 国税局長官の監督

138 国税局長官の監督

139 国税局長官の監督

140 国税局長官の監督

141 国税局長官の監督

142 国税局長官の監督

143 国税局長官の監督

144 国税局長官の監督

145 国税局長官の監督

146 国税局長官の監督

147 国税局長官の監督

148 国税局長官の監督

149 国税局長官の監督

150 国税局長官の監督

151 国税局長官の監督

152 国税局長官の監督

153 国税局長官の監督

154 国税局長官の監督

155 国税局長官の監督

156 国税局長官の監督

157 国税局長官の監督

158 国税局長官の監督

159 国税局長官の監督

160 国税局長官の監督

161 国税局長官の監督

162 国税局長官の監督

163 国税局長官の監督

164 国税局長官の監督

165 国税局長官の監督

166 国税局長官の監督

167 国税局長官の監督

168 国税局長官の監督

169 国税局長官の監督

170 国税局長官の監督

171 国税局長官の監督

172 国税局長官の監督

173 国税局長官の監督

174 国税局長官の監督

175 国税局長官の監督

176 国税局長官の監督

177 国税局長官の監督

178 国税局長官の監督

179 国税局長官の監督

180 国税局長官の監督

181 国税局長官の監督

182 国税局長官の監督

183 国税局長官の監督

184 国税局長官の監督

185 国税局長官の監督

186 国税局長官の監督

187 国税局長官の監督

188 国税局長官の監督

189 国税局長官の監督

190 国税局長官の監督

191 国税局長官の監督

192 国税局長官の監督

193 国税局長官の監督

194 国税局長官の監督

195 国税局長官の監督

196 国税局長官の監督

197 国税局長官の監督

198 国税局長官の監督

199 国税局長官の監督

審議会	産再評価調査会	問国税庁長官の諸問題に応じて、資産再評価法(昭和二十五年法律)によると。その他の審議する事項について要請がある。
税務代理士せん衡	全国資産再評価調査委員会	問国税庁長官の諸問題に応じて、資産再評価法(昭和二十五年法律)によると。その他の審議する事項について要請がある。

種類	目的	31 弁護士法の一部を次のように改正する。 第三條第二項中「及び税務代理士」を削る。 第六條第三号中「公認会計士であつて登録をまつ消され、」の下に「税理士であつて登録を取り消され、「」を加える。 第七條ノ二の次に次の一條を加える。 第七條ノ三 左ノ事項ニ付税理士 名簿ニ登録ヲ請フ者ハ左ノ區別 ニ從ヒ登録ヲ納ムベシ
税務代理士	税理士試験を行ふこと。	32 登録税法(明治二十九年法律第32号)の一部を次のよう改正する。 第七條ノ二の次に次の一條を加える。 第七條ノ三 左ノ事項ニ付税理士 名簿ニ登録ヲ請フ者ハ左ノ區別 ニ從ヒ登録ヲ納ムベシ
税理士試験委員会	税理士試験を行ふこと。	33 法人税法第三十條ノ規定ニ依ル登録 金百円
税理士	税理士法第三十條ノ規定ニ依ル登録 金百円	34 地方税法の一部を次のように改正する。 第五條第一項第二号中「、弁理士会並びに税務代理士会」を「並びに税理士会」に改める。 第五條第一項第二号中「、税理士業」を「税理士業」に改め、第七百七十六條第三項第六号中「税務代理士業」を「税務代理士業」に改める。 第三條第四項第十一号中「税務代理士業」を「税務代理士業」に改め、第七百七十六條第三項第六号中「税務代理士業」を「税務代理士業」に改める。 公認会計士法の一部のよう改正する。
税務代理士	税務代理士の許可に関する事務を改める。(第4項第2項は改められること)。	35 第四條第七号中「税務代理士法」を「税理士法(昭和二十六年法律第35号)」に、 和十七年法律第46号)」に、 はかる必要が強く要望せられていたのである。

31 弁護士法の一部を次のように改

「許可の取消」を「登録の取消」

許可の取消に改め、第五十七条

第二項第一号中「計理士」の下に「税理士」を加える。

行政書士法(昭和二十六年法律第4号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 税理士となる資格を有する者

○三宅委員 ただいま議題となりました税理士法案の提案理由を説明いたしました。

た税理士法案の提案理由を説明いたしました。

た税理士法案の提案理由を説明いたしました。

た税理士法案の提案理由を説明いたしました。

た税理士法案の提案理由を説明いたしました。

た税理士法案の提案理由を説明いたしました。

であります。

右の要請に基きまして、新たに試験制度及び登録制度を採用して、人格及び能力ともに適切な人材が納税者の代理等の業務に当り、納税者の信頼と國家の期待にこたえて、租税負担の適正化をはかりつつ、申告納税制度の適切な発展に資せしめることとする等のため、現行税務代理士法を廃止し、税理士法を制定することいたしたいと存する次第であります。

以下本法案の概要を簡単に説明いたします。

「小山委員長代理退席、委員長着席」

まず税務代理士の名称を税理士と改称することいたしました。税理士の取扱う業務は、現行税務代理士の業務である国税に関する税務代理、及び税務書類の作成並びに税務相談のはか、新たに市町村民税、附加価値税等の地方税に関する事務を追加しました。

改正法におきましては、税理士として業務を行うためには、現行の選考による許可制度を廢止して、原則として試験による登録制度に改め、税理士の水準の向上をはかりたいと考えたのであります。そこで税理士となる資格を有する者としては、まず弁護士、公認会計士が適切であると考えられ、これに加えて税理士試験に合格した者、及び税理士試験における全科目の試験の免除を受けた者であり、税務または会計につき二年以上の実務経験を有する者が、適当であると考えたのであります。しかし無能力者であること、刑罰または懲戒処分を受けてから一定年数を経過しないこと等の欠格條項に該当する者は、税理士となる資格がない

ことにしてあります。税理士試験は、新制大学卒業者、税務または会計に一定年数以上の経験を有する者、その他

税理士が納税者を代理する権限を與えられたことを、あらかじめ書面をもつて申し出たときは、その代理する事項に関し、その納税者について調査をするために通知するときは、同時にその旨を税理士に通知し、また協議団の協議官は、税理士が納税者を代理する権限を與えられたことを、あらかじめ書面をもつて申し出たときは、その代理する事項について協議するときは、税理士に意

見を述べる機会を與えることとしました。その他、現行税務代理士法に定める義務のほか、秘密保持の義務、信用保持の義務等を加えるとともに、税務職員であつた税理士は、その公務員として職務上取扱つた事件については業務を行つてはならず、また税理士がその業務について受けける報酬は、国税庁長官が定める最高限を越えてはならないこととしました。

以上のように税理士の職責の重要な代理を行つた場合、脱税相談をした場合、その他税理士の義務に違反した場合等には、戒告、一年以内の業務の停止または登録の取消しの懲戒処分とすといたしました。税理士会は、税理士会は、その組織を変更して、任意加入脱退制の民法第三十四條の社団法人化等には、税理士の義務に違反したことといたしました。

次に、現行の全員加入制の税務代理士会に基く税理士の義務の遵守、及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行ない、また税理士会は同じ目的のため、民法第三十四條の社団法人たる税理士会連合会を組織することができるることとしました。

うしてそのリストによつて、まだ今申しました三つのグループと政策委員会とを代表する四人の人と、よくお打合せをしていただいて、そのリストの人でいいということになりましたときに、それを政府と御相談をしていただき。そして政府の方でも、その常勤役員のリストでよろしい、ということになります。うちで政府の方でも、その常勤役員の線に沿うて、そうして自由意思の選挙を——これは選挙、投票という形になるだろうと存じますが、やつてないだくといふ方向にしたら、大局譲ることなくなるべしといふうに考えておるのでござります。しかし理事長候補者の出したリストに異存があり、そちらでどうしてもそれではいかぬということになりますれば、結局その理事長は常勤理事の選任に行き詰まる、理事長候補者は行き詰まるのでありますから、それは自分はいかぬといふことにも相なるわけであります。その理事長候補者を取逃がすことができないと、まんしていただきたいとお話しを十分盡した上で選挙に臨む。それくらいな下準備といふものは、まあどちらにお話しをいたしておりますが、特に政府の御認可を受けなければなりません。これはぜひとも必要なことであらうかと存じまして、さようなことにつきまして、所屬団体の責任ある人たちと、民主化の問題の実現のあつかいの問題につきましては、このことは一昨年来問題にいたしておられました。実は民主化の法律案を昨年提出いたしましたときには、これがぜひとも御審議いただけませんでございま

たが、この趣旨につとりまして、実は現実まで実行いたしましたのは、副理事長並びに常勤役員の一部でござりますが、その選任の方式につきましては、こういうことをすでにやつて来ておるでございます。それで将来もさようにお扱いになりましたならば、農林中央金庫の少くとも常勤役員につきまして、しばらくになつてお困りになるというようなことはないであらう。ぜひその慣行を持続していただきたい。特に政府の認可を受けなければならぬ組織におきましては、このことは絶対必要なことであらうと思います。もしそれで、これがくずれるようなことがございましたときには、これは民主化の不成功ということとて、何か監督上の御処置をあるいは法令等によつてお考えいただくと、いうことが、そのときにこそ必要になるのでございます。ただいまの状態におきましてはそれをやつてみせるというふうに、少くとも所属団体の方が言つておられますので、われわれ現在の役員といたしまして、この御案を拜見いたしましてけつこうだとうことを申し上げられる、かようにも考えております次第でございます。

申しますか、御意向にも反する結果になるのでございます。選舉の選任の事前におきましては、農業、林業、水産業のそれべ、パリティーを保つた選挙のできまするよう、三団体の間において十分事前の御協議を願う。それぞれきまりましたパリティーの定数の方々をそれべ、御推挙いただきまして、そうしてそれべのグループにおいておきめになつた候補者は、互いに尊重し合うという慣行、これをぜひ打立てて参らなければ相ならぬかと存じております。このことにつきましても、過般參與、理事及び評議員の補充をいたしましたときに、一度実施いたしましたのでございます。いずれもさような方式でなければどうにもならぬということは、よく御承知の方々でございましたので、その通りに御審行になりました。何ら支障なく運営して参りましたのでございます。私現在の責任者といったしまして、ただいまの改正法を御実施になりますならば、おそらく現在の所属員の方々は、ただいま予定しているようにお動きになるということを深く期待しております。これには間違いなかろうと存じております。

庫は政府機関であるかのような御指摘もございましたが、しかしこれはむしろただいまでは政府機関ではない。出資の関係におきましてもまったく純粹の民間機関でございまして、ただかつて半官半民機関でございましたときの弊害があるいは監督規程あるいは役員の任命規程等の弊害が残存しておりますために、さようにもおとれるにかかるとも思いますが、実質はこれは政府の出資が入りました半官半民の機関ではない。まったく協同組合の出資によつてできております機関でございます。ところでこの機関に対しまして、政府の施策に即応いたしました各種の措置が負荷されておりますのでござります。その一つは、たとえば主要食糧の供出代金の政府資金をお支払いする事務のことときは、それでございます。またかつて預金部低利資金の御融通を担当いたしたことなどがございます。またかつて、復興金融金庫の資金をお引き受けいたしまして、その融通を担当したことがございます。さらにこのたび農林漁業資金融通法の規定に基きまして、おそらくあの法律の成立の上は、厖大なる政府資金の受託者といたしますとして、政府の貸付の御用を担当することになるだろうと存じますが、しかしこれはいざれも農林中央金庫だけがこれをお扱いするのではない。ほかの金融機関も、ただいま申し上げましたような事務は、いざれも政府から御委託を受けて扱つておるのであります。ただ農林中央金庫は、農林水産業において、先ほどの御質問にもございました通り、おそらく唯一の融資機関としての立場から、その程度がほかと比較のできないほど高いということであろう

かと思ひます。しかしそれはどこまでも委託関係でありまして、農林中央金庫の本来の性格がこれによつてかわることはない、かように考えておりまつて参りますならば、政府の施策が妨げられるはずはないわけであります。これは金融機関といたしまして、もとより自主独立の機関でございます。しかし、さればと申しましても、農林中央金庫は営利機関ではございません。協同組合的組織の金融機関でございます。あえて営利を追求する必要がない。のみならず営利金融機関といえども、今日の社会におきまして、金融機関が国の施策に反するような、即応せざるような方向をいたずらに追うということは、普通の金融機関でもそれはよくないことだと確信いたしております。まして農林水産業については、ほとんど唯一であると言つてもいい融資機関が、わがままかつてな動きをするということは、これは容赦できない点でありますので、これは農林中央金庫が民主化されましても、本質的に御懸念のながるべき点ではないか、かようになります。ましてや先ほど申し上げましたように、理事長たるべき人、また常勤役員たるべき人の選任につきまして、政府の御認可がございます以上は、その点についてよもや不適当な人は選任されることはないだらうと存じます。

置はわれ／＼軽々にいたしておりません。これは金融機関としてできる限りにおきまして、われ／＼ははつきりした安心を持つてやる限りにおいてできることであります。決して現在さうなことをしておきませんし、さような無理は政府もおつしやつております。安心を持つてやる限りにおいてできることであります。政府の方でもなからうと考へておりまして、私はこの点についても特に御心配のことはないだらう、かようく存じております。

○小山委員 非常な御丁寧なお答えで、よくわかつたのであります。ただ今の御所見を伺いましても、結局は理事長、それから理事長と一体となつておる常勤の理事、これと政府との関係がうまく行かなければならぬということが言外にうかがわれる。その場合にこの法律のままでかようなことがはたしてできるかどうか。この点に根本的な疑問を置いておるのであります。が、実際の現状としては、湯河理事長のもとにおられる人たちは、この問題については心配はないと考えておられるようでありますけれども、立法院としてはたしてそれでいいかどうか。たとえば選挙の規定とかいうものを、ただいま理事長が言われたよう方向に持つて行くように、政府も安心し、また協同組合の方としても運営がうまく行くような、民主化に即した規定が法律のどこかに現われて来るのが望ましいのぢやないかというのが、私の疑念の一つの重点なのであります。そうしてまただいま理事長が言われたよ

長たるべき人を評議して、内々きめで、そりとしてその理事長がきめたリスムトでもつて選挙をやつて行こうといふことになると、今度は法律にそれが明定してありますんと、これは民主化に反する非常に封建的なやり方であるといふ非難が、私は出来はしないかと思ふ。意図せられておるところは、私が考えておるところとまず／＼大差ないのでありますけれども、しかしそのようなことが法律の規定なくして、あるいは定款の規定なくして行われた場合には、今度は下部団体から、これは民主化とまつたく相反することである、そういうことは法律にも書いてないし、定款にも書いてない、こういうふうな異議なり反対が出た場合には、かりにそういう慣行なり制度なりが打ち立てられたとしても、それはくすれて来る心配がある。そこで何か明文でそれを書くことが必要なのでありますかというふうに考へるのであります。が、この点についての中金理事長の御所感はいかがでありますか。

○小山委員　湯河理事長の話を聞いてないと、非常にうまく行きそうなのであります。提案し、かつこれを審議しようとするときに、法律上何も書いてないのに、ただいまのような慣行が行われるかどうか。また行われないとすると、やはり農林中金というものの使命は、時の政府がいろいろ協力してもらわなければならぬ農林金融の唯一の機関であるのに、非常な支障が起つて来はしないだろうか。この点が私の非常に懸念している点でありますことは、何度も申し上げた通りであります。ここに法律上書いてある選挙して来た者を政府が認可するということは、私は実際問題としては認証であろうと思います。

○湯河説明員 それを表面に出しますことは、農林中央金庫の実体と著しく矛盾する結果が出ますので、あくまで内規ないしは申合も等、少くも公に表面に現われません形にした形式にすべきものと思うのであります。

○小山委員 農林省官房長に伺います
が、理事長たるべき者があらかじめ内定されて、その内定せられておる理事長候補なるものが常任理事の名簿をつくりて、それでもつて選舉に臨もうといふようなことは、農林省としてはどういうふうに考えますか。

○塩見政府委員 先ほどから御質問のありました点を解決して行く上から、非常に適当な方法だと考えております。

○小山委員 この問題につきましては、私も今までの大蔵省の銀行局長及び農林省の官房長、湯河理事長の答えられましたところを速記録で見まして、よく検討した上で自分の考えをきめたいと思います。

もう一つついでに伺つておきたいことは、私は農林中金の定款を知りませんが、非常勤理事というものは一休何人くらいなことに定款上なつておりますか。

○湯河説明員 正確に覚えておりませんが、大体十三人程度でござります。

農業が七人、林業、水産業おのれへ三
人ずつ、大体そういうことであります。

○小山委員 この非常勤理事は、今度の法案によりますと、国会議員であつてもよいし県会議員であつてもよいことになつておりますが、これについて何か支障が起ることはございません

○湯河説明員　ただいままで長い二
五年の間、国会議員あるいは地方議員
議員の方がおられまして、中金として
は別に障害を感じておりません。ただ
いまも地方議会議員の方、国会議員の方
が參與、非常勤理事になつておられ
ますが、まだ何ら故障もないでの、非
常勤理事の方までその点を制限するこ
とは、まだ機微でないと考えます。
○小山委員　政府の任命の間はよかつ
たでありますようが、民選の理事長が
出て來た場合にも不安なしとお考えに
なりますか。

○湯河説明員　私は将来のことは今申
し上げるのはどうかと思ひますが、現
状から見まして不安なかるべしと思つ
ております。特に中央金庫の組織上は
理事長が全責任を持つております。ま
た理事長一人が代表権を持つておるの
でございます。參與、理事の方こそ理
事長の下においていろいろ／＼補佐をして
いただくという形になつております。
これが選任につきましても、先ほど申
し上げたように、認可というものは今
小山委員の仰せの認証のよくな輕いも
のとは、農林中金の關係者は理解して
おらないのでございます。大丈夫と思
います。

○小山委員　認可は認証のように軽い
といふには理解されないといふこ
とは、私も非常に満足であります。
そこでもう一べん農林省の塙見長官
に最後に伺つておきますが、私が先ほ
ど来心配しておる二点については、十
分御承知でありますようから、これは
繰返しませんが、それを湯河理事長は、
この法律案が通つたあつつきにおいて
は、その心配がないように政府とも連
絡がとれ、あるいは日本銀行とも連絡

がとれるよう人が選挙されるように、制度なりあるいは定款なり、選挙規程なりで持つて行く。これはそういうふうに明記されておりませんけれども、あるいは選挙規程あるいは定款といふことでそのようを持つて行きたい。その方法としては理事長たるべきものをまず内定し、そしてその理事長が常任理事を内定して、それを根拠として選挙を行う、こういうような方法が望ましく、かつ支持されるのありますか。その点を伺つておきたい。

○塙見政府委員 その通りであります。

○三宅(則)委員 ただいま議題となつておりまする農林中央金庫法の一部を改正する法律案につきましては、十分質疑も盡されたと思ひますから、これについて質疑を打切られんことを望みます。

○夏堀委員長 三宅君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○夏堀委員長 御異議なしと認めます。質疑を打切ることにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十三分散会

〔参照〕

日本開発銀行法案(内閣提出)に関する報告書

資金運用部資金法(内閣提出)に関する報告書

郵便貯金特別会計法(内閣提出)に関する報告書

会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

資金運用部特別会計法(内閣提出)に関する報告書

資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
納稅貯蓄組合法案(奥村又十郎君外十四名提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年四月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所